

中南米産業公害防止
積極型環境保全協力事業
環境保全技術調査員報告書

2000年1月

国際協力事業団

序 文

本報告書は1999年12月8日～12月22日までホンデュラス、アルゼンティン両共和国に派遣した、中南米産業公害防止環境保全技術調査員の調査結果を取りまとめたものです。

近年、環境問題は先進国のみならず、開発途上国においても年々深刻化しています。1992年ブラジルで開催された国連環境開発会議(リオ地球サミット)においても、開発途上国における環境問題については開発途上国が独自に対策を講ずるのみならず、先進諸国と開発途上国が協力して対策を講じていくことの緊急性が確認されました。

このような背景から『積極型環境保全協力』は開発途上国における地球環境保全に対する一層の貢献を図るとの観点に立って、途上国の事情に沿った産業公害防止対策技術の移転を目的とし、日本側から効果的なプロジェクトを積極的に提案して、迅速な実施を行うため1993年度から導入したプロジェクト方式技術協力の協力形態です。

現在、ホンデュラスでは、鉱業は外貨獲得源として重要な輸出産業ですが、鉱山の多くが小規模鉱山であり、環境保全・鉱害防止の取り組みが十分になされていないため、住民への健康被害が懸念されています。このため、中小鉱山の経営改善、振興とともに、環境に配慮した選鉱技術の改善等についての取り組みが急務となっています。

一方、アルゼンティンでは、有害廃棄物への取り組みに立ち遅れ、法制度の整備や行政分野をサポートする技術機関の機能強化が課題となっており、特に国立研究機関において民間企業に対する技術指導やコンサルティングサービスの能力の向上を図るための取り組みが急務となっています。

今回、ホンデュラス、アルゼンティン両国におけるこうした事態に早急かつ迅速な対策を図るために、我が国の積極型環境保全協力のスキームで技術協力を実施することとし、環境保全技術調査員を派遣して案件実施の可能性について調査しました。

ここに本調査員の派遣に関し、ご協力いただいた日本、ホンデュラス、アルゼンティン各国の関係各位に対し深甚の謝意を表し、あわせて今後のご支援をお願いします。

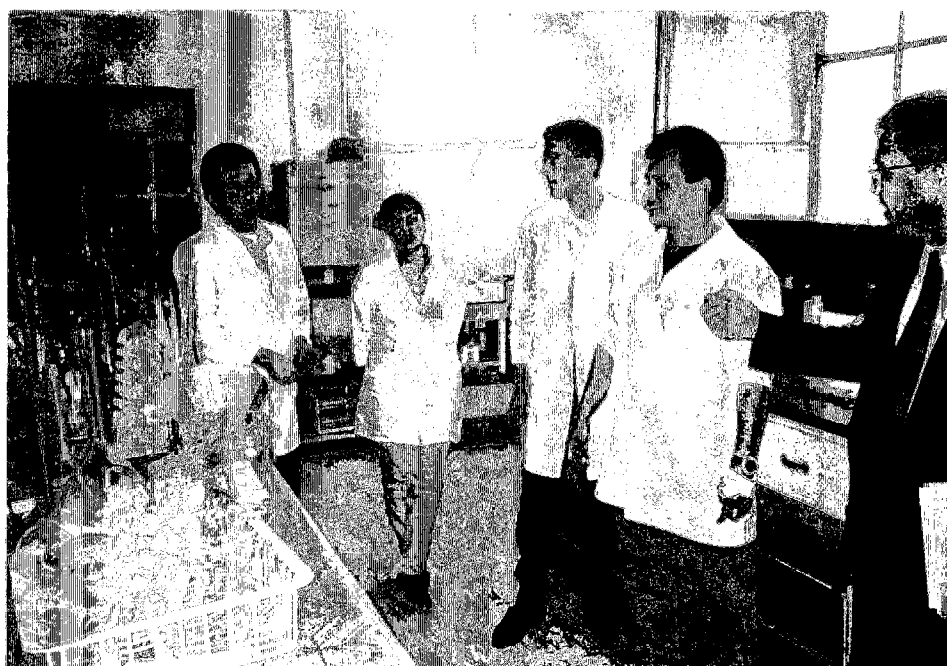
2000年1月

国際協力事業団
鉱工業開発協力部
部長 林 典 伸

ホンデュラス(1)



DEFOMINとの協議

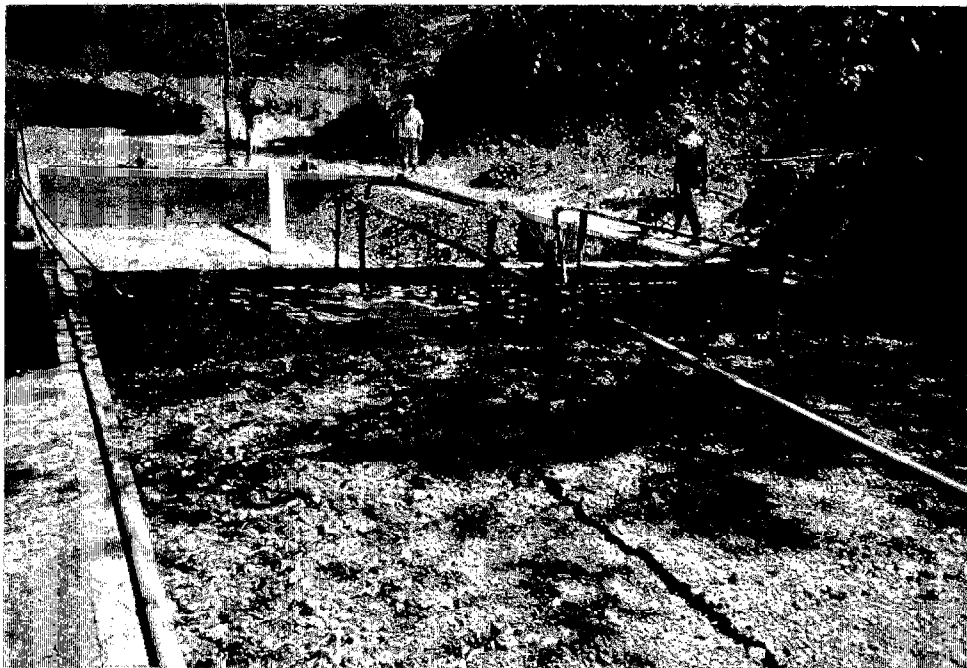


DEFOMINの研究施設(右、三上専門家)

ホンデュラス(2)



El Corpus地域のClavo Rico鉱山坑内入口

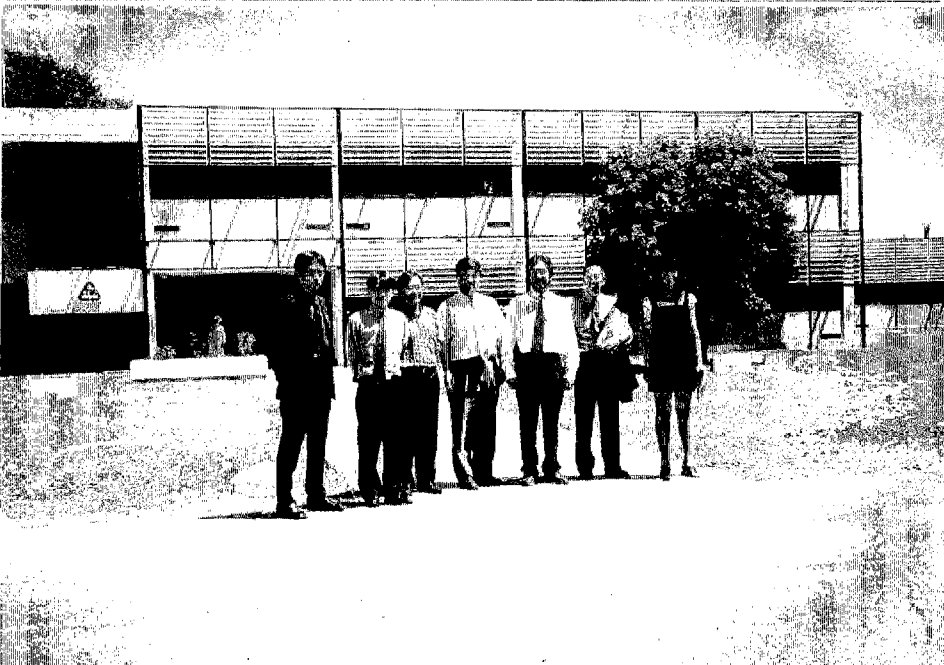


El Corpus地域のClavo Rico鉱山
選鉱(シアンリーチング)風景

アルゼンティン(1)



水・環境利用技術センター



水・環境利用技術センター



マタンサ・リアチュエロ
河流域汚染現場

アルゼンティン(2)



マタンサ・リアチュエロ河流域汚染現場



マタンサ・リアチュエロ河流域汚染現場



Map No. 3856 UNITED NATIONS November 1994

プロジェクト候補地 (アルゼンティン)



Base: 1048-98 (545/79) S-61

Boundary representation is not necessarily authoritative.

目 次

序 文
写 真
地 図

1 . 環境保全技術調査員の派遣	1
1 - 1 調査員派遣の目的・背景・経緯等	1
1 - 2 調査員の構成	1
1 - 3 調査日程	2
1 - 4 主要面談者	3
2 . 調査結果(ホンデュラス)	5
2 - 1 ホンデュラス中小鉱山選鉱技術改善(仮称)調査項目、対処方針と調査結果	5
2 - 2 技術移転計画団員所見	8
2 - 3 団長所感(ホンデュラス)	8
2 - 4 環境保全型中小・零細鉱業活性化プロジェクトの背景・目的	9
2 - 5 C / P 機関	9
2 - 6 協力の体制と期間	9
2 - 7 専門家派遣・機材供与	10
2 - 8 指導事項	10
3 . 調査結果(アルゼンティン)	11
3 - 1 アルゼンティン有害廃棄物管理実験センター(仮称) 調査項目、対処方針と調査結果	11
3 - 2 技術移転計画団員所見	15
3 - 3 団長所感(アルゼンティン)	15

付属資料

ホンデュラス関係

1 . 鉱業一般法	19
2 . 鉱業に関する一般法に対する内規プロジェクト	52
3 . ホンデュラスの鉱業政策	72
4 . ホンデュラス共和国鉱業政策(第4回鉱業環境セミナー資料)	79

5 . 鉱業振興局(D E F O M I N) - プロジェクト調査資料 -	87
6 . 鉱業振興局予算	92
7 . 鉱業振興局組織図	96

アルゼンティン関係

8 . 国立水資源・環境研究所(I N A)の概略	97
9 . 国立水資源・環境研究所(I N A)研究年報 1999 ~ 2000 年資料	154
10 . 危険廃棄物・特殊廃棄物に関する国内基準ならびに地方基準	247
11 . 危険廃棄物対策活動実験プラントプロジェクト予定要員	250
12 . I N A 組織図(1999 年 12 月)	251
13 . 水・環境利用技術センター(C T U A A)組織図(1999 年 12 月)	252
14 . 1998 年度融資配分(千ペソ)	253

1 . 環境保全技術調査員の派遣

1 - 1 調査員派遣の目的・背景・経緯等

「積極型環境保全協力」は、開発途上国における地球環境保全に対する貢献を図るとの観点から、途上国の事情に沿った産業鉱害防止対策技術の移転を目的として、日本側から効果的なプロジェクトを積極的に提案し、迅速な実施を行うためのプロジェクト方式技術協力の協力形態である。

ホンデュラス共和国では、鉱業は外貨獲得源として重要な産業であるが、環境保全・鉱害防止の取り組みが十分になされていないため、住民への健康被害が懸念されている。このため中小鉱山の経営改善、振興とともに、環境に配慮した選鉱技術の改善についての取り組みが急務となっている。

アルゼンティン共和国では、有害廃棄物への取り組みに立ち遅れ、法制度の整備や行政分野をサポートする技術機関の機能強化が課題となっており、特に国立研究機関において民間企業に対する技術指導やコンサルティングサービスの能力の向上を図るための取り組みが急務となっている。

ホンデュラス、アルゼンティン両国におけるこうした事態に早急かつ迅速な対策を図るためには、我が方の積極型環境保全協力のスキームにて技術協力を実施することとし、今般、帰国後に案件採択の可否を検討する資料とするため、環境保全技術調査員を派遣して、ホンデュラス、アルゼンティン両国関係者と面会し、両国の現状について聴取し、情報収集を行った。

1 - 2 調査員の構成

氏名	担当分野	現職
磯貝 季典	団長・総括	JICA 鉱工業開発協力部 鉱工業開発協力第二課 課長代理
大村 倫久	技術協力政策	外務省 経済協力局 技術協力課 外務事務官
鈴木 洋介	技術移転計画	金属鉱業事業団 技術研究所 次長
吉田 徹	プロジェクト協力企画	JICA 鉱工業開発協力部 鉱工業開発協力第二課 職員

日順	月 日	日 程		宿泊地
		団 長	団 員	
1	12月8日(水)	移動 JL006(成田発 New York JFK着)		New York
2	9日(木)	移動 AA953(New York LGA発 (Miami経由) Tegucigalpa着) JICA事務所打合せ		Tegucigalpa
3	10日(金)	日本大使館表敬、国際協力庁(SETCO)表敬、鉱山振興局(DEFOMIN)協議		Tegucigalpa
4	11日(土)	EI Corpus地域3鉱山及びサイト候補地視察	(技術協力政策) 移動 JL006(成田発 New York JFK着)	Tegucigalpa
5	12日(日)	団内打合せ	移動 AA953(New York LGA発 Tegucigalpa着)	Tegucigalpa
6	13日(月)	鉱山振興局(DEFOMIN)協議、鉱業協会(ANAMIMH)協議、DEFOMIN視察		Tegucigalpa
7	14日(火)	日本大使館報告、JICA事務所報告 移動 AA954(Tegucigalpa発 Miami着) UA985(Miami発)		(機中泊)
8	15日(水)	移動(Buenos Aires着) 国立水・環境研究所(INA)訪問 JICA事務所打合せ 外務省二国間協力部表敬 省エネセンター視察	(鉱山公害) 移動 AA533(Miami発 Dallas着) 移動 JL045(Dallas発)	Buenos Aires
9	16日(木)	マタンサ・リアチュエロ河流域汚染現場視察 インフラ・住宅省水源副庁表敬 国立水・環境研究所(INA)協議	(鉱山公害)移動(成田 17:40着)	Buenos Aires
10	17日(金)	国立水・環境研究所(INA)協議 日本大使館報告、JICA事務所報告 移動 CP101(Buenos Aires発 Sao Paolo着)	(プロジェクト協力企画) 移動 AR2722 (Buenos Aires発 San Juan着)	(機中泊)
11	18日(土)	移動 JL047(Sao Paolo発 (New York経由))	鉱山鉱害防止対策研究センター視察	(機中泊)
12	19日(日)	移動 JL047(成田着)	移動 AR1815(Mendoza発 Buenos Aires着)	Buenos Aires
13	20日(月)		園芸総合試験場視察(予) 移動 CP101(Buenos Aires発 Sao Paolo着)	(機中泊)
14	21日(火)		移動 JL047(Sao Paolo発 (New York経由))	(機中泊)
15	22日(水)		移動 JL047(成田着)	-

1 - 4 主要面談者

ホンデュラス側

(1) 国際協力庁 Secretaria Tecnica y de Cooperacion Internacional(S E T C O)

Sra. Guadalupe Hung Pacheco 次官(Secretaria Adjunta)

(2) 鉱山振興局 Direccion Ejecutiva de Fomento a la Mineria(D E F O M I N)

Sr. Amilcar V. Zuniga A 局長(Director)

Ing. Raul Felipe Calix 技術顧問(Asesor Tecnico)

Sr. Leonel Clavos 経理部長(Director Financiero)

Lic. Mirna Celeste Hall 事務局長(Secretaria General)

Sr. Jose Aguero 法務部長(Director Legal)

Sr. Cesar Rodoriguez 環境技術アシスタント(Asistetnte Tecnico Ambiental)

(3) 鉱業協会 Asociacion Nacional de mineria Metalica(A N A M I M H)

Ing. Freddy Matute 顧問(Asesor)

Lic. Miriam Bueso 事務局長(Gerente General)

日本側

(1) 在ホンデュラス日本国大使館

伊藤昌輝 特命全権大使

山内隆弘 書記官

(2) J I C A ホンデュラス事務所

野口優秀雄 所長

安藤孝之 次長

丹原一広 所員

(3) J I C A 鉱害防止技術・環境保全研究協力

浅利金三 専門家(鉱害防止技術・環境保全)

三上健治 専門家(化学分析)

アルゼンティン側

(1) 外務省 Ministerio de Relaciones Exteriores, Comercio Internacional y Culto

Sra. Adriana Lanutigh 二国間協力部長(Directora de Cooperacion Bilateral)
Sta. Andrea de Fornasari 二国間協力部日本担当

(2) インフラ・住宅省水資源副庁

Ing. Victor Pochat 次官(Sub Secretario)

(3) 国立水・環境研究所 Instituto Nacional del Agua y del Ambiente(I N A)

Sr. Volpi Luis 総裁(Presidente)

Ing. Dr. Raul A. Lopardo 本部長(Gerente)

・水及び環境利用技術センター(C T U A A)

Ing. Carlos Gomez 所長

・処理技術部

Ing. Jorge Duran 部長(Jefe del Programa de Tecnologia de Tratamiento)

Ing. Ricardo Roizen

Ing. Luis E. Higa

・有害廃棄物管理に関する研修・技術移転南米センター

Dr. Hector M. Poggi-Varaldo マネージャー

(4) マタンサ・リアチュエロ河流域管理・環境マネジメント計画実施委員会

Ing. Alvaro Sanchez Granel 環境と技術指導アドバイザー

日本側

(1) 在アルゼンティン日本国大使館

渡部和男 公使

本多隆 参事官

(2) J I C A アルゼンティン事務所

大澤尚正 所長

野末雅彦 次長

寺沢英治 次長

山本 Juan Carlos 所員

2 . 調査結果(ホンデュラス)

2 - 1 ホンデュラス中小鉱山選鉱技術改善(仮称)調査項目、対処方針と調査結果

調査項目	対処方針	調査結果
<p>1 プロジェクトの背景</p> <p>(1) 国家計画等における対象セクターの位置づけ</p> <p>(2) セクターの現状と課題</p> <p>1) 現状</p>	<p>関係機関から左記についての最新の情報を聴取し、資料を入手する。</p> <p>同上</p>	<p>国際協力庁(S E T C O)において最大かつほぼ唯一の協力国である日本に対し、これまでの鉱業セクターへの協力に対する感謝と、引き続き日本の協力を求める旨発言があった。鉱業セクターはあらゆる意味で必要性が高く、協力重点分野としてプライオリティーは高いとのことであった。</p> <p>鉱業はホンデュラスにとって歴史的な産業である。現在同国は世界的な鉱山国とは位置づけられないが、スペイン植民地時代の金鉱業及び中米一の鉛亜鉛鉱山であるEl Mochito鉱山を有し、鉱業生産はG D Pの約2%を占める。鉱物輸出は全輸出の4.5%を占め、鉱産物価格の高いときは6%を超えることもあった。</p> <p>同国には、鉱床、鉱兆地が168か所報告され、うち金属鉱山は138、非金属が30となっている。金属鉱山のうち稼働している鉱山は24か所である。鉱種(1997年産出量)は金(150kg)、銀(35トン)、鉛(2,100トン)、亜鉛(2万5,500トン)、アンチモニー(300トン)及び鉄、非金属では大理石、石膏、ベントナイトとなっている。</p> <p>同国における大規模鉱山はほとんどがカナダのジュニアカンパニーの投資によるもので、主要な探鉱開発プロジェクトはカナダ企業によるものである。一方、鉱山のほとんどは小規模鉱山である。</p> <p>鉱業行政については1999年2月の鉱山法改正により鉱山石油総局が発展解消し鉱山振興局(D E F O M I N)が発足した。鉱業セクターを同国の重点輸出産業として積極的に振興政策を行う予定である。</p>
<p>2) 課題</p>	<p>鉱山における環境汚染の実態を視察し、現状を把握し、セクターの抱える問題点を調査する。</p>	<p>同国における鉱山の多くが小規模鉱山であり、投資資金不足や生産技術、環境保全の面で遅れている。特に金鉱山で使用されているシアン、水銀は毒物であり、その管理、環境への漏えいについては十分な注意が必要であるにもかかわらず、小規模鉱山については鉱業従事者の把握、環境モニタリングの実施等の鉱業政策実施体制が十分整備されていないため、J I C Aの研究協力が実施されている。環境保全管理の法律は多くあるが適切に運用されていない状況にある。また中小鉱山においては技術力の不足により、環境政策の必要性が認識されているにもかかわらず対応がなされず、鉱山周辺住民からは鉱山振興による更なる環境悪化を懸念する苦情が出ている。また周辺住民への健康被害も発生している。(D E F O M I N)</p> <p>D E F O M I Nでは環境モニタリングの技術が研究協力により整備中であるが、現時点でシアン、水銀の使用状況については把握していない。これまでの大きな環境への被害が報告されている例は、El Mochito鉱山の重金属を含んだ廃液が国立公園のYoja湖に流れ込み水質汚染を引き起こしている例がある。</p>
<p>3) プロジェクト実施後の想定される状況</p>	<p>帰国後検討するための情報収集をする。</p>	<p>帰国後検討する。</p>

調査項目	対処方針	調査結果
2 プロジェクトの内容		
(1) プロジェクトの名称	帰国後検討する。	帰国後検討する。
(2) 関係機関	候補機関を訪問し、組織、人員、予算、活動状況、産業界に対する権限と役割について調査する。また本プロジェクトに対する期待、位置づけを調査する。プロジェクト方式技術協力のスキームについて説明する。	国際協力庁(SETCO)においてプロジェクト方式技術協力実施に対するサポートは積極的にいき、またプロジェクトの内容の実施促進を約束する旨回答があった。 鉱業協会(ANAMIMH)は大規模鉱山会社17社によって運営されている業界団体である。同協会は、鉱業業界の権利擁護・拡大促進とともにセミナー開催、環境問題への取り組み等も積極的に行っている。DEFOMINにおける技術者不足については、プロジェクト実施の際にANAMIMH技術者の提供が可能であり、JICAの協力を得て中小鉱山業者の環境保全に取り組みたいとのことであった。
(3) 実施機関	同上	同国の鉱山法は1960年以降改正されていなかったが、1999年2月の改正により天然資源省所管のもと鉱山振興局が新たに発足した。同局は1) 鉱業権の認可、2) 鉱山の監督、3) 技術指導、4) 外資導入促進等を業務内容とし、輸出産業としての鉱業振興を行っていく予定である。同局設立により、鉱業に関するあらゆる許認可権が同局に委託され、独自の交付金、収益を有することにより効率的な鉱業行政を行うことが可能としている。同局の職員数は53名、うち技術者は45%(約24名)である。同局の2000年(暦年)予算は700万レンピーラ(約5,600万円)であり、64%が政府交付金、残りが自己収益である。また支出では80%強が人件費となっている。調査時点で大統領に提出する鉱業法の細則の完成が最終段階であり、2000年1~2月ごろ承認される見通しとのことである。また同局は特に中小鉱山を対象としている。 鉱山振興局からは中小鉱山振興とそれに伴う環境保全の取り組みをプラントによるプロジェクトで実施したい旨説明があった。下記ターゲットエリアの鉱山会社関係者からはプロジェクトについて(米国に売却される予定のClavo Rico鉱山以外は)好意的な反応があるとのことである。
(4) ターゲットグループ	問題点を把握し、帰国後ターゲットグループを想定する。	ホンデュラス側よりターゲットグループを1) 歴史的な鉱山である、2) 中小鉱山が集中している、3) 各鉱山のレベルが均一である、の3点の理由によりEl Corpus地域(首都より車で3時間)の5鉱山としたい旨発言があった。
(5) ターゲットエリア	問題点を把握し、帰国後ターゲットエリアを想定する。	問題点を把握し、帰国後ターゲットエリアを想定する。
(6) 上位目標	帰国後検討する。	帰国後検討する。
(7) プロジェクト目標	同上	同上
(8) 技術移転項目	同上	同上
(9) 成果	同上	同上
(10) 活動	同上	同上
(11) プロジェクト実施機関	同上	同上

調査項目	対処方針	調査結果
(12) プロジェクトサイト	プロジェクトサイトを視察する。	El Corpus地域のClavo Rico、Guajiniquil、Baldoquinの3鉱山及びサイト候補地を視察した。
(13) 投入	帰国後検討する。	帰国後検討する。
3 プロジェクトの実施体制		
(1) プロジェクト実施機関	組織、人員、予算、活動状況、産業界に対する権限と役割について聴取、情報を収集する。	資料入手。
(2) プロジェクト実施体制	本プロジェクトに対する期待、位置づけを調査する。ローカルコスト負担能力の程度を調査する。	プロジェクト実施体制は予算、人員配置、技術力のすべての面において脆弱であり、プロジェクト方式技術協力実施の際にはその妥当性を検討する必要がある。
4 その他		
(1) 過去の類似案件	派遣中専門家(浅利金三専門家)から情報を入手する。	ホンデュラス鉱害防止技術・環境保全研究協力(実施中) コロンビア中小零細鉱山技術改善(実施中プロ技)
(2) 他の協力とのかわり	援助窓口機関にて調査する。	鉱業セクターにおいて日本はトップドナーかつほぼ唯一のドナーである。
(3) グローバル・イシュー		貧困対策。
(4) R / Dの説明	次回調査員にて説明する。	次回調査員にて説明する。
(5) 次の調査団の派遣時期	派遣決定通知時期を通知する。	2000年2月までに通知する旨説明した。
(6) 使用言語	言語を確認する。	スペイン語のみ。
(7) 専門家の生活環境	派遣中専門家から情報を入手する。	派遣中専門家から情報を入手。

2 - 2 技術移転計画団員所見

(1) ホンデュラス中小鉱山選鉱技術改善

本件協力については、今般調査により、鉱害防止の観点から環境保全に係るのみならず、鉱業促進の観点より産業振興にも資するものであるところ、現地での協力ニーズが非常に高いものである旨判明した。他方、鉱山振興局においては、現在、我が方研究協力が実施されているところ、組織体制整備を進めるうえでも、我が方支援を継続していくことは非常に効果的である。

しかしながら、鉱山振興局においては、技術面(選鉱分野のC/P配置)、財政面(ローカルコスト負担)等今後克服すべき課題あるところ、プロジェクト・アイデアどおりの協力を実施することは、現段階においては時期尚早である。

については、まず、鉱山振興局の体制整備・運営管理に係る支援を行い、その結果を踏まえ、プロ技実施の妥当性を含め今後の協力のあり方につき検討すべきである。

なお、外務省海外危険情報は発令されていないものの、万全を期するため、技術協力要員を派遣する際、現地JICA事務所等において、専門家に十分な安全対策に係るブリーフィングを実施することは安全確保上効果的である。

2 - 3 団長所感(ホンデュラス)

調査団は、ホンデュラスが実施機関である鉱山振興局を1日半、零細鉱山の視察を1日と短期間であったが効率的に調査を実施した。特に今回の調査においては、現在、同局で活動中の研究協力専門家2名(浅利専門家、三上専門家)の協力によるところが大であった。

ホンデュラスにおける鉱業の位置づけは、1990年以降、それまでの農業分野一辺倒の産業政策から国家近代化の流れの中で産業の新たな柱として注目されている。これにより1999年2月に鉱業法が改正されるとともに鉱山振興局が新たに発足するに至った。現在、鉱業生産は、GDPの約2%を占めているが今後鉱山開発が進めば10%前後になることが予想されている。

今回の調査においては、新たに組織された鉱山振興局としても、鉱業分野での環境保全対策の重要性がますます必要になるとの認識を有していることが確認された。しかし、現状は中小零細鉱山では環境対策がまったくなされていない状況にあり、今後、鉱業生産が伸びていくと鉱害が顕在化する危険性が十分に認められる。一方で、同局には、鉱業生産プロセスにかかる技術者が皆無であり、中小零細鉱山への環境対策に係る技術指導、啓蒙活動ができない状態にある。さらに鉱山の環境政策をどのように進めていくべきかわからない状況にある。このためホンデュラス側は、研究協力に引き続き日本の協力を強く求めている。さらに鉱山振興局は、新しい組織であり、環境行政を含めその業務の指針が今だ定まっていないため早急なてこ入れが望まれる状況にある。

以上のことから鉱業分野での環境対策協力は、積極型環境保全協力の趣旨(日本側からの積極的な提案、迅速な実施)に合致しており、協力の必要性が確認された。

しかしながら、鉱山振興局は、新たに組織が作りなおされたばかりであり、日本の協力が必要とされるだけに、同局のプロジェクト実施能力については、不安要素が多々あることは否めない。特に予算の確保が多く期待できないこと、カウンターパート(C/P)の配置人数とその定着に不安があることなどである。このことはプロジェクト実施期間中だけでなくプロジェクト終了後の自立発展性についても危惧されることを意味している。このことから今後さらにホンデュラスの鉱業分野での協力を1999年度積極型環境保全協力案件として検討を進める場合には、次のことに留意と検討が必要と考える。

- (1) 中小零細鉱山が直接裨益し、プロジェクト実施期間中に成果が発現すること。
- (2) C/Pの範囲を鉱山振興局にとどめるのではなく、鉱業協会、民間コンサルタント等まで含めること。
- (3) 運転費用が大きくなるような機材供与が伴わないこと。

2 - 4 環境保全型中小・零細鉱業活性化プロジェクトの背景・目的

ホンデュラスの鉱業はGDPの2%をしめる産業であるが、近年、金の算出が増大してきており、今後GDPの10%を占める主要産業へ発展する状況にある。しかし、多くの鉱山は地元資本による中小・零細鉱山で効率が悪いばかりでなく、金の回収に有害な水銀、シアンを使った方法を行うなどしていることから、環境への影響が懸念されている。

一方、鉱業を担当する行政部門である鉱業振興局(DEFOMIN)は、1999年2月に発足が新鉱業法で定められ、10月には人員を強化するなど、まさに揺籃期にあり、組織、業務の面で整備を要する状況にある。

本プロジェクトは中小・零細鉱山の金回収率の向上及び経営の安定化をはかることにより、ホンデュラス鉱業の発展を促すとともに、有害な水銀、シアンの使用量の減少を図り、環境への負荷を軽減することを目的とする。

2 - 5 C/P機関

鉱山振興局(DEFOMIN)及び関係機関(鉱業協会:ANAMIMH)

2 - 6 協力の体制と期間

- (1) 第一段階：中小・零細鉱業の実態把握：鉱床の評価、適切な選鉱方法の確立

主だった中小・零細鉱山に対し、地質、鉱床評価を行い、適切な採掘方法、及び環境に負荷の少ない選鉱方法をコンサルティングする能力をC/Pに指導する。

(2) 第二段階：生産機材のリースと生産技術の指導

中小鉱山に適した選鉱機器等をDEFOMIN及びANAMIMHを通じ中小・零細鉱山に貸与し、生産工場のための選鉱技術を、C/Pを通じ指導する。リース料は生産向上分の中からプロダクションシェア方式にて徴収し、選鉱機器購入及び修理の基金としていく。

(3) 期間

2001年～2005年

- ・2001年～2002年 試験室の立ち上げ、C/Pの研修、鉱山調査、最適選鉱技術の選択
- ・2003年～2005年 生産技術の指導、経営指導、C/Pの研修

2 - 7 専門家派遣・機材供与

(1) 専門家派遣

- ・地質・鉱床評価・鉱業行政
- ・選鉱
- ・分析

(2) 機材供与

探鉱機器：短尺ボーリング機器(掘進能力100m)

選鉱機材：破碎機、浮選機、篩、Falcon コンセントレーター、Knelson コンセントレーター

分析機器：金分析機器

2 - 8 指導事項

- (1) 鉱床評価：鉱床ポテンシャルの判断、鉱物鑑定、品位分析、鉱量計算方法、探鉱方針、稼行年数計算
- (2) 採掘方法と保安：坑内掘、露天掘り
- (3) 環境を顧慮した選鉱方法：重力選鉱、比重選鉱、シアンリーチング、水銀の処理法
- (4) 分析：金の分析
- (5) 鉱業行政：鉱山保安、監督、鉱業振興策

3 . 調査結果(アルゼンティン)

3 - 1 アルゼンティン有害廃棄物管理実験センター(仮称)調査項目、対処方針と調査結果

調査項目	在外事務所からの回答公電	調査結果
<p>1 プロジェクトの背景 (1) 国家計画等における対象セクターの位置づけ</p>	<p>1991年有害廃棄物の越境移動とその管理に関するパーゼル条約へ加盟し、中央政府レベル、州政府レベルでの法制度の整備を進めている。</p>	<p>外務省2国間協力局にて環境分野は同国の援助受け入れ重点分野の1つであることを確認した。同局はプロジェクト形成に対して強い関心と期待を表明した。</p> <p>同国での環境に関する法制度は、連邦政府が環境の保護に関する最低基準を含む包括法を制定し、各州がこれに沿い、同じかより厳しい制度を制定することとなっている。(憲法第41条)河川、地下水、国道など州境を越える問題のみが連邦政府の管轄となる。</p> <p>しかしながら連邦政府は包括法の制定に遅れており、調査時点では法律第24,051号「有害廃棄物法」がそれに最も近い法令となっている。市町村レベルにおいても十分な行政・技術体制を有する市町村は極めて少ない。</p>
<p>2 セクターの現状と課題 (1) 現状</p> <p>(2) 課題</p> <p>(3) プロジェクト実施後の想定される状況</p>	<p>有害廃棄物に関する診断及び管理能力の制約、制度の欠如または無効力、役人の不適切な教育、処理技術の不足、中小企業における設備の老朽化と意識の低さが問題となっている。</p> <p>天然資源・持続開発庁の傘下にあるINAでは水質汚濁については実績・ノウハウを十分有するが、有害廃棄物については未熟であり、人材育成を通じた機能強化が急務となっている。</p>	<p>上記法律第24,051号は廃棄物発生源の責任の原則として、国際的に知られている“ゆりかごから墓場まで”方式により発生源責任を問うものとしている。またパーゼル条約の別添資料3を基礎として法律第24,051号は制定されており、それに基づき有害廃棄物を規定している。</p> <p>同国の公害発生源としての産業はグレートブエノス・アイレスに集中している。(グレートブエノス・アイレスとはブエノス・アイレスを中心とした21の地方自治体を含む地域であり、3,880km²(全国土の0.1%)の面積に全人口(約3,600万人)の1/3が居住し、全工業生産の60%が産出される地域である)</p> <p>グレートブエノス・アイレスの公害発生源としての産業は、化学・石油化学工業、製鉄業、自動車産業、製薬業、製革業、製紙業、メッキ業、食品産業などがある。</p> <p>またグレートブエノス・アイレス内マタンサ・リアチュエロ河流域には8ヘクタールにわたり固形廃棄物の不法投棄地があり、同河川の汚染原因ともなっている。調査員は同地域をマタンサ・リアチュエロ河流域管理・環境マネジメント計画実施委員会(米州開発銀行の融資受け入れ組織)のスタッフと視察した。</p> <p>同国では有害または特殊廃棄物を適切に管理する規定は存在しているものの、その規定に対応する技術を用いるための組織的手段が存在しない。その理由として、技術力の不足、時代遅れの生産施設、中小生産設備の変化に対する規定の不備があげられる。</p> <p>有害廃棄物政策における研究所・パイロットプラントの欠如により公共及び民間セクターに対する技術的解決策を提供する能力が不足している。</p> <p>帰国後検討する。</p>

調査項目	在外事務所からの回答公電	調査結果
3 プロジェクトの内容		
(1) プロジェクトの名称	有害廃棄物管理実験センター(仮称)	帰国後検討する。
(2) 関係機関	大統領府天然資源・持続的開発庁	政権交代に伴う省庁改編によりインフラ・住宅省水資源副庁となった。
(3) 実施機関	国立水・環境試験所(I N A)	国立水・環境試験所(I N A)及び同試験所内水・環境利用技術センター(C T U A A)
(4) ターゲットグループ	I N A のスタッフ	帰国後検討する。
(5) ターゲットエリア	州・市町村及び有害廃棄物による被害を受けている国民	同上
(6) 上位目標	有害廃棄物の検定・処理・処分技術の評価、実証、適用及びアルゼンティン国内及び南米諸国への移転を目的とするレフェレンスとなり得る実験プラントが整備される。	同上
(7) プロジェクト目標	有害廃棄物の検定、処理、処分に関する技術向上が図られる。	同上
(8) 技術移転項目		アルゼンティン側より技術移転項目を1)汚染現場の修復、2)クリーナープロダクション技術、3)廃棄物処理のための焼却技術(優先順位順)としたい旨申し入れがあった。日本側より項目を絞り込む必要がある旨伝え、日本側の得意な分野での協力を検討することで合意した。
(9) 成果		帰国後検討する。
(10) 活動		帰国語検討する。
(11) プロジェクト実施機関		帰国後検討する。
(12) プロジェクトサイト	エセイサ市(首都から40km)	サイトを視察した。
(13) 投入		
1) プロジェクト(全体)に必要な機材		申請予定機材リストを入手した。 またC T U A A が既に所有している機材について資料を入手した。
a) 機材の構成	複合分析計、ガス・クロマトグラフ、分光光度計、ガス分析装置、ガス・サンプリング装置、クリーン・ベンチ、パワー・ショベル、車輛他	

調査項目	在外事務所からの回答公電	調査結果
b) 維持管理体制 c) 機材コスト d) 維持管理費用 e) 既存機材	2億5,000万円	
2) 日本側の投入 a) 専門家派遣 a) 長期(分野、 人数) b) 短期(分野、 人数)	有害廃棄物の検定・分析、 汚染現場の修復、有害廃棄物 の処理・処分他 毒性の評価、焼却処理にお ける排ガス測定、大気汚染物 質の分散モデル、地下水にお ける汚染物質の移動モデル、 埋め立てのモニタリング他 (2か月×3人×X年)分 析技術、試験技術、処理・処 分技術	帰国後検討する。
b) 研修員受入 a) 研修員受入 b) コスト		
3) アルゼンティン 側投入 a) 施設・土地等	I N A 中央研究所におけ る環境・水利用技術研究セン ター(C T U U A)の施設 (2,600m ²)	施設を視察した。 本部、会議室、受付及び付属機関180m ² 管理部門130m ² 図書室及びC A R I S 事務室155m ² 研究者及び研究アシスタント用事務室34室600m ² パイロットプラント棟及び付属機関710m ² 研究室：一般分析室(10m__10m) クロマトグラフィー、A A、I C P 其他のための室、 水生生物学室、微生物学室、洗浄室、 薬品室、事務室其他580m ² 種々のサービス、衛生設備其他210m ² 利用可能総面積2,565m ² (廊下、階段等は含まれない。) パイロットプラントでは、廃水及び泥の取扱いテストが行われて おり、約550m ² 、高さ8mの広さがあり、設備の保管場所としても 利用可能である。2階には事務室がある。また、別館には広さ約 200m ² の一般分析及び重金属用の補助実験室がある。この建物から 50mほど離れた所には、広さ約2,000m ² の実験用の小さな湖をもつ 土地がある。
b) 人員の配置	C / P 7名(全員大卒)	C / P リストを入手した。
c) 予算	人件費及び4年間のラン ニングコスト65万5,000ドル	資料を入手した。

調査項目	在外事務所からの回答公電	調査結果
<p>4 プロジェクトの実施体制</p> <p>(1) プロジェクト実施機関</p> <p>1) 設立の経緯</p> <p>(2) プロジェクト実施体制</p>	<p>天然資源・持続的開発庁は、1992年にリオデジャネイロにて開催された地球サミットに先立ち、1991年に設立された。公共事業省の傘下で水に関する研究開発を行っていたI N Aは、天然資源・持続的開発庁に移管され、同庁唯一の技術機関として機能しており、有害廃棄物問題等も担当している。</p>	<p>I N Aはインフラ・住宅水資源副庁傘下にて環境政策の推進に向け水及び環境の利用、管理、保全分野における調査・研究・開発、コンサルティングを活動内容とする同国唯一の独立環境研究機関である。傘下の12のプログラム・プロジェクト本部の1つである水・環境利用技術センター(C T U A A)は水質及び環境汚染のモニタリング、汚染現場の修復における調査研究及び公的、民間組織への技術支援を行っている。</p> <p>プロジェクト方式技術協力については理解度はかなり高い。今後日本の得意な分野へ協力内容を絞り込んでいくに際し連絡をとりながら進めていきたい旨申し入れがあった。</p>
<p>5 その他</p> <p>(1) 過去の類似案件</p> <p>(2) 他の協力とのかかわり</p> <p>(3) グローバル・イシュー</p> <p>(4) R / Dの説明</p> <p>(5) 次の調査団の派遣時期</p> <p>(6) 使用言語</p> <p>(7) 専門家の生活環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル産業廃棄物処理技術(実施中プロ技) ・マレーシア化学物質管理(実施中プロ技) ・マレーシア有毒化学物質評価分析・産業廃棄物処理 (終了済みプロ技) <p>・マタンサ・リアチュエロ河流域環境管理プロジェクト 米州開発銀行とアルゼンティン政府による協調融資(総額5億米ドル)によるプロジェクト。グレートブエノス・アイレス内マタンサ・リアチュエロ河流域における1)産業公害管理、2)水害管理及び排水、3)固形廃棄物管理、4)都市再開発の4つのサブプログラムから成る。この融資の受け入れ組織であるマタンサ・リアチュエロ河流域管理・環境マネジメント計画実施委員会のDeputy Executive DirectorをC T U A Aのセンター長が兼務している。</p> <p>・有害廃棄物管理に関する研修・技術移転南米センター (C S C T T - B A S I L E A) バーゼル条約にもとづき加盟国の政府、産業界、コミュニティーの有害廃棄物の管理能力の向上をめざしたCoordination Center(中南米及びカリブ諸国管轄)がウルグアイに設立された。その傘下で南米地区を管轄する副地域センター(C S C T T - B A S I L E A)がI N Aに置かれている。同センターでは域内国におけ有害廃棄物の管理技術の移転、研修、ワークショップの開催等を行っている。</p> <p>環境問題。</p> <p>次回調査員にて説明する。</p> <p>次回調査員派遣決定を2000年2月までに通知する旨伝えた。</p> <p>英語一部可能</p> <p>実施中プロジェクトを視察した。</p>

3 - 2 技術移転計画団員所見

(1) アルゼンティン有害廃棄物管理実験センター

本件協力については、今般調査により、ブエノス・アイレス周辺での廃棄物による水質汚濁等環境破壊が進んでおり、早急な対策が必要とされているところ、現地での協力ニーズが非常に高いことを確認した。

水・環境研究所については、水質分析等活動実績が豊富であり、現在、環境分野能力向上（汚染現場修復、クリーンテクノロジー、大気汚染処理につき我が方協力を要請してきた）を図ることをめざしている。他方、IDBプロジェクトを実施しており、既に高い技術・経験を有している分野もあるところ、分野によっては非常に高度な技術レベルにあるといえる。施設面及び機材面についても、積極的に整備がなされている。

については、水・環境研究所でのプロジェクト方式技術協力実施につき妥当であると判断できる。他方、先方の技術レベルの高いところ、要請内容に見合った技術移転を成し得る専門家の派遣がプロジェクトの成否に深く影響するものと思料するところ、プロジェクトを実施する際、派遣専門家の人選については慎重に検討する必要がある。

なお、外務省海外危険情報は発令されていないものの、万全を期するため、技術協力要員を派遣する際、現地JICA事務所等において、専門家に十分安全対策に係るブリーフィングを実施することは安全確保上効果的である。

3 - 3 団長所感(アルゼンティン)

アルゼンティン側の実施機関である国立水・環境研究所(INA)は、帰国研修員とアルゼンティン事務所の働きかけもあり本調査員派遣にあわせてプロジェクト案を形成していた。調査員派遣前の本邦での「本件が例年の要望調査にあがってないことからアルゼンティン政府内部での環境案件の優先順位が低いのではないかと」の懸念は、アルゼンティン外務省を訪問して確認したところ単にタイミングが間に合わなかっただけであり、同国においても環境対策は政府の重点項目であるとのコメントがあり、案件の採択を強く希望していた。

アルゼンティン側が考えていたプロジェクトの内容は、大きく3分野からなる。産業廃棄物を含んだ不法投棄ごみ捨て場の環境修復のための技術、生産活動のためのクリーナープロダクション技術、廃棄物処理のための焼却技術などの処理技術、これら3分野についてINAが技術指導できるようになるための技術移転を望んでいた。いずれの技術も現状で既に問題となっており、民間、国、州、市町村レベルでINAは技術的助言を求められているが、INAでは対応できずに困っている状態であった。アルゼンティンでは、1993年に環境関連の法規が制定されているが、法律施行のための技術的サポートがないため法律が実効していない状況となっている。以上のことから環境対策協力の必要性が確認された。また、INAにはバーゼル条約に基づいた有害廃棄

物の管理能力向上のための南米地域のセンターが設置されており、南米地域の同分野における日本の技術協力の拠点となり得る可能性も期待される(同センターからもプロジェクトの実施に際しては何らかの協力を求められた)。

なお、先方の3分野の優先順位は、前述の順であるが、日本側の協力できる範囲での対応で構わないとのことであった。協力の内容が広範囲であることは先方も認識しており、今後、本件が採択となった場合は、日本側と協議しつつ絞り込むことを了解した。

短い訪問期間であったが、実施機関であるINAは、人の配置状況、技術者の定着状況(帰国研修員8名のうち7名在職)、予算(42%が人件費)、オフィス・研究室(若干の改修が必要)いずれもプロジェクトを実施可能なレベルに達している。

今後、本件を進めるとした場合は、日本国内の協力体制を考慮したうえで先に述べた3分野のどの部分への協力をするのかの検討及び具体的なプロジェクトの成果をどこに置くのかの検討が必要になる。

付 属 資 料

ホンデュラス関係

- 1．鉱業一般法
- 2．鉱業に関する一般法に対する内規プロジェクト
- 3．ホンデュラスの鉱業政策
- 4．ホンデュラス共和国鉱業政策(第4回鉱業環境セミナー資料)
- 5．鉱業振興局(DEFOMIN)-プロジェクト調査資料-
- 6．鉱業振興局予算
- 7．鉱業振興局組織図

アルゼンティン関係

- 8．国立水資源・環境研究所(INA)の概略
- 9．国立水資源・環境研究所(INA)研究年報1999～2000年資料
- 10．危険廃棄物・特殊廃棄物に関する国内基準ならびに地方基準
- 11．危険廃棄物対策活動実験プラントプロジェクト予定要員
- 12．INA組織図(1999年12月)
- 13．水・環境利用技術センター(CTUAA)組織図(1999年12月)
- 14．1998年度融資配分(千ペソ)

〈ホンデュラス関係〉

1. 鉱業一般法



鉱業振興局

DEFOMIN

1999年12月13日

テグシガルパ市

関係者各位

以下の書類を提出いたします。

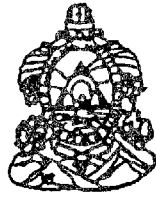
1. 鉱業に関する一般法
2. 鉱業に関する一般法に対する内規プロジェクト
3. 鉱業の現状
4. 環境に関する一般法
5. 鉱業振興局予算
6. 鉱業振興局組織構成
7. プロジェクト

事務局長

ミルナ・セレステ・ホール

本部：Boulevard Miraflores, Av. La FAO, Tegucigalpa, M.D.C., Honduras, C.A.

電話：232-8635, 232-8813, 232-6721

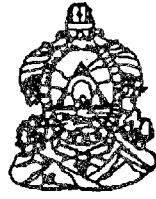


ホンデュラス共和国

鉱業一般法

(政令 292-98 号)

天然資源・環境庁
CONADES-CCAD
鉱業振興局
(DEFOMIN)



ホンデュラス共和国

鉱業一般法

(政令 292-98 号)

テグシガルパ、M.D.C.ホンデュラス、C.A.
1999 年

立法権

政令 292-98 号

国会は、

国の鉱物資源の開発、精練、商品化を目的とする活動を環境保護の面で支持が得られ、経済的に収益性が高く、社会的に利益をもたらすような方法で推進、振興することが国家の義務であると考え、

合理的、効率的、そして競争力のある方法で行う鉱物資源の試掘と採掘を許可するために鉱業部門の現行法規の枠組みを見直すことが必要であると考え、

持続的な鉱物資源開発の概念に基づき、司法的安全性、税制的・経済的収益性、環境保護の枠内で国内鉱物資源の採掘を可能にする司法的枠組みを持つことが緊急に必要とされていることを考慮し、

したがって、次の鉱業一般法を発令する。

第1節

一般規定

第1章

法律の目的と本質

第1条—本法律は国内における採掘活動と冶金活動の基準を定めることを目的とする。したがって、本法律は公的な法規であり、一般的な利益を目標とし、強制的に適用されるものである。

第2条—ホンデュラス政府はホンデュラスの国土、大陸棚、独占的な経済地域、隣接地域に存在するすべての鉱山と採石場において、絶対的で譲渡不可能かつ不可侵な統治権を行使する。

統治権の行使においてホンデュラス政府は鉱業、冶金工業の活動を規制し、鉱物資源の技術的・合理的な採掘を監督する。

鉱物資源の開発は権利譲渡の制度を通じて行われる。

第Ⅱ節

鉱物資源

第Ⅰ章

鉱物資源の分類

第3条—本法律の目的のため、土地つまり地殻部分に存在するすべての無機物の天然鉱床を鉱物資源と定義する。

鉱物資源は次のように分類される。

- 1) 金属性鉱物
- 2) 非金属資性鉱物
- 3) 宝石類

金属性鉱物の鉱床を鉱山と呼び、非金属製鉱物と宝石類の鉱床を採石場と呼ぶ。

沖積土層、河床、海岸、川底、谷あいに散在する金属や宝石類の少量の残留物を岩屑質鉱床と呼ぶ。

鉱物の特徴について疑問がある場合には、その鉱物分類の決定権は鉱業当局に属する。

第Ⅲ節

鉱業活動

第Ⅰ章

鉱業活動の定義

第4条—鉱業活動とは鉱山、採石場の踏査、試掘、採掘と鉱物の精錬、その商品化を意味する。

第 II 章

踏査

第 5 条－踏査は鉱床の存在を示す証拠を確定するための採鉱有望地の調査をその目的とする。

第 6 条－踏査はホンデュラスの国土全域で自由に行える。ただし、すでに法的手続きを通じてホンデュラス政府が採掘権を与え、その権利が有効である区域、あるいは同権利の申請が当局に提出され、その手続きが進行中である区域は除外される。

踏査の対象が個人の所有地である場合は、その法律上の所有者から文書による許可を得なければならない。所有者がこれを拒否する場合は、調査者からの要請によって当局がこれを解決する。

第 III 章

試掘と採掘

第 7 条－試掘は鉱床の位置測定とその構造の解明、鉱床の形態、規模、状態の確定、鉱床を含む区域の構造地質学的研究、埋蔵量と含有量の計算、鉱床に含まれる鉱物の品質の確定に関するすべての作業で構成され、試掘が行われる区域の地球物理学・地球化学的特徴を確定する。

第 8 条－採掘は技術的・合理的採鉱のための鉱山と採石場の準備・開発と鉱物の商品化を目的とした作業で構成される。鉱物の商品化には精錬が含まれるが、これは「採掘権」の付随的権利、つまり本法律によって規制される補完的冶金工程のことである。

第 9 条－試掘、採掘活動は採掘権の資格のもとに実施される。

採掘権は、正方形、長方形、閉鎖多角形の辺に対応する垂直面によって区切られ、深さが特定されず、頂点がユニバーサル横メルカトル座標（UTM）に関する立方体の内部に存在する、承認された鉱物を試掘・採掘する権利をその資格所有者に与えるものである。

採掘権は鉱床が位置する不動産の所有権とは異なる別の物権である。

採掘権は不動産であり、その構成部分と付帯部分は、たとえ同権利の対象区域の外に位置するとしても不動産という本質は変わらない。

採掘権の構成部分とは、権利譲渡の種類と資源開発のために実施される作業に基づいて、その区域の内部に存在する鉱物資源を意味する。

採掘権の付帯的部分とは、同権利の経済的目的のために常時適用され、権利所有者が第三者とのあらゆる関係において、このような性格を持つものであると明白に証明できる権利所有者のすべての財産を意味する。

第 10 条—本法律の施行以降に譲渡される採掘権の土地計測の基本単位は、当局が公式化する「グリッド（基盤目）システム」に基づく、100 ヘクタールの面積を持つ、ユニバーサル横メルカトル座標（UTM）によって区切られた幾何学的図形である。

採掘権は 100 から 1000 ヘクタールの面積を持つグリッド、または少なくとも一片が隣り合ったグリッドの集合体の形で譲渡される。ただし、100 から 10,000 ヘクタールのグリッドで権利が譲渡される大陸棚は別であるとする。

採掘権の区域は 100 ヘクタール以上のグリッドに分割できる。

第 11 条—ひとつのグリッドに内包される区域内に本法律の施行以前に申請された、または譲渡された採掘許つまり採掘権が存在する場合、新たな申請ではグリッド全体を申請しても、そのグリッドまたはグリッドの集合体を除いた面積しか含まれない。

第 12 条—採掘権は金属性鉱物、非金属性鉱物、宝石類に分類される。

第 13 条—金属性鉱物の採掘権所有者は、同権利の対象となる区域内部に存在するすべての金属性物質と非金属性物質を試掘・採掘する独占権を手に入れる。

第 14 条—宝石類の採掘権所有者は、同権利の対象区域内部に存在するすべての宝石と非金属性物質を試掘・採掘する独占権を手に入れる。

第 15 条—非金属性鉱物の採掘権所有者は、同権利の対象区域内部に存在する非金属性物質を試掘・採掘する独占権を手に入れる。

金属性鉱物または宝石類の採掘権がすでに存在している区域では、非金属性鉱物の採掘権は譲渡されない。

第 16 条—宝石類の採掘権がすでに存在する区域で金属性鉱物の採掘権が申請された場合、あるいは逆に金属性鉱物の採掘権がすでに存在する区域で宝石類の採掘権が申請された場合、双方の権利に基づく作業が互いに大きな衝突を招くことなく進行できることが当局の判断によって証明されるのであれば、双方の権利は存続することができる。

双方の採掘権に基づく作業の同時進行が不可能であれば、新たな申請者は埋蔵量について立証された（または立証可能な）最大有用価値の点で申請の対象である採掘権が先に譲渡された権利より経済的に優れた重要性を持つことを証明しなければならない。これが証明された場合には、新たな申請者の負担による補償金が先の申請者に支払われる条件のもとで、すでに譲渡されている

採掘権が取り消され、新たな申請者に求める権利が譲渡される。逆に新たな申請者がより優れた重要性を証明できないのであれば、その申請は却下される。

第 17 条—国道の中心線から 500 m の範囲内に存在する非金属性鉱物の採掘権は譲渡されない。

第 18 条—例外として、第 3 条が定める金属または宝石類の少量の残留物は、手による作業が行われるのであれば、個人が自由に採掘することができる。しかし岩屑質鉱床が簡単な機械によって採掘されるのであれば、当局の許可を得なければならない。

非金属性沖積層土、地表部の粘土、砂、岩、その他、建設関係に直接利用できる物質の採掘許可は、1 日当たりの採掘量が 10 m³ を超えないのであれば、該当の自治体のみがこれを発行する権限を有する。採掘量が先の数量を超えるのであれば、採掘権の認可が必要となる。

どのような場合であれ、採掘権の範囲内においてこれらの作業を地下採掘によって行うことはできない。また他の採掘権所有者が行う作業を妨害してはならない。

第 IV 章

精錬

第 19 条—鉱物の集合体から価値ある部分を抽出あるいは凝縮するために、そして（あるいは）金属を純化、溶解、精製するために行われる物理的、化学的、そして（あるいは）物理化学的工程の総体である精錬は次の段階で構成される。

- 1) 機械による準備：鉱物の大きさを小さくして分類し、そして（または）洗浄する工程。
- 2) 冶金：鉱物に含まれる価値ある物質を凝縮し、そして（または）抽出するために行われる物理的、化学的、そして（または）物理化学的工程の総体。
- 3) 精製：前述の冶金工程で得られた物質から金属を純化する工程。

第 20 条—精錬権は、物理的、化学的、そして物理化学的工程を通じて、掘り起こされた鉱物集合体から価値ある部分を抽出または凝縮し、そして（または）金属を溶解、純化、精製する権利をその権利所有者に与える。

この権利の取得は採掘権の所有者ではなく、精錬を目的として第三者から鉱物や中間鉱物製品を仕入れている人物に義務づけられる。

第 V 章 商品化

第 21 条—採掘権所有者と精錬権所有者は認可を受けた人格として、その製品を自由に処理することができる。鉱物製品の商品化は国内、国外において自由であり、その行使については権利の譲渡を必要としない。

第 22 条—製品を自由に処理するための認可を受けた人格から購入した鉱物製品は、その権利を主張することはできない。認可を受けていない人格から購入した場合、購入者は該当する責任を負わねばならない。鉱物製品の購入者はその原産について確認する義務を負う。

第 IV 節

採掘権所有者が持つ共通の権利

第 I 章

採掘権所有者に対する利益と保証

第 23 条—採掘権所有者は次の利益を享受する。

- 1) 非生産的な国有地である場合は、追加申請を行うことなく、採掘権本来の目的のために同権利に含まれる土地を無料で使用する。
- 2) 鉱業当局に対し、採掘権の目的のために同権利の外に位置する非生産的な国有地を無料で使用する権利を請求する。
- 3) 採掘権を合理的に利用する上で必要な地役権を第三者の土地に設定するための認可を鉱業当局に申請する。地役権は、必要であれば、見積もりした補償金を申請者が自己負担で事前に土地の所有者に支払うことによって設定される。

地役権が土地の所有権に悪影響を及ぼす場合、自動的に、または所有者の要請に応じて当局は補償金を事前に支払い、その土地を買い上げる。

- 4) 他の採掘権が存在する土地に地役権を設定するための認可を申請する。ただし、その権利所有者の採掘活動を妨げないことが条件となる。
- 5) 他の採掘権が存在する近隣の土地で、その権利に何ら負担をかけずに自己の採掘権に必要なアクセス、換気、排水、鉱物の運搬、労働者の安全を目的とした工事を行う。これらの工事に起因して他の採掘権に損害が発生するのであれば、相当の補償金を事前に支払う。またこ

これらの工事で採掘された鉱物は、その土地の採掘権所有者が経費を支払うことなく、その場所にそのまま残される。このように協力を提供した採掘権の所有者は相応の代償を支払うことにより、工事によって完成した資本を使用することができる。この場合、双方の採掘権所有者が使用料について合意に達しないのであれば、鉱業当局がその金額を決定する。

- 6) 労働者に必要な生活用水と採掘権に基づく作業が必要とする水を該当の法規に従って同権利区域の内部、外部から得て使用する。
- 7) 工事で汲み上げられた水に含まれる鉱物を利用する。
- 8) 近隣の採掘権が行う工事による侵入の疑い、同じく同工事の劣悪さまたはその作業展開に起因する洪水、土砂崩れ、火災、環境汚染の恐れがある場合には、鉱業当局にこれらの採掘権の工事に対する検査を要請する。
- 9) 採掘権による作業を直接または第三者を通じて行う。第三者が介在する場合、作業実施に関する責任は連帯責任となる。
- 10) 鉱業当局に申請書を提出し、法律が定める期間内にその回答を得る。その期間内に回答が出されない場合は、その申請は当局からの無言の承認を受け、権利が完全に認められたものと判断される。
- 11) 鉱業当局に提供する技術情報と財務情報に関する信頼性を享有する。ただし管轄当局の要求事項は別であるとする。
- 12) 本法律に明記された免除、利益、保証を享受する。
- 13) 国内外の市場の状況または不可抗力によって鉱業活動の継続が困難となる場合には、活動を一時的に中断する。どちらのケースであっても、権利所有者は鉱業当局に対し活動中断の翌月以内に通知を出して中断に至った理由を説明する。

活動の中断はその土地の借地料を免除するものではない。

第 24 条—採掘権と精錬権は、その権利所有者が第 35 条に定める借地料を納める限り、取り消し不能である。支払いが履行されない場合は、第 36 条が定める罰則が適用される。

第 25 条—採掘権と精錬権は公共法に従って譲渡、受け継ぎ、放棄、分割、課税することができる。また該当の登記簿に登録されなければならない。

第Ⅱ章 土地の所有制度

- 第 26 条—不動産の境界線上に立てた垂直面の内部に存在する土地の下層部分と上部空間を含む、所有者の利益が要求する地点までの土地について、共和国憲法が制定し民法が実行する私有保証を損なうことなく国から譲渡された採掘権は、所有権と同じ法的本質を持つ、完全な性格の法的資格を形成する。
- 第 27 条—採掘権の所有者はその土地が国の財産である場合には、その土地の所有者または鉱業当局との合意によって、採掘権と精錬権が存在する土地にこれらの権利に基づく活動を展開する上で不可欠な地役権を設定することができる。
- 第 28 条—本法律が定める地役権は原則として、土地の所有者と採掘権の所有者が公証人のもとで作成した合意文書で表される。しかし当事者双方が合意に達しない場合には、鉱業当局が和解の意見聴取を行い、これが失敗に終わると地役権は強制的に設定される。
- 第 29 条—合意または強制された地役権は、その使用によって損害が発生した場合に、当局が命じた事前の専門家による見積もりによって算出された補償金を採掘権所有者が土地の所有者に支払う義務を含む。
- 第 30 条—地役権の設定に反対するため、またはその権利を使用させないために展開される法的行為は、当局が譲渡した権利に基づく採掘作業を妨げたり中断させることはできない。
- 第 31 条—本節に基づいて設定される地役権は、該当する登記簿に登録されなければならない。地役権は登録された時点から採掘権の一部をなすものと考えられる。
- 第 32 条—採掘権の所有者は、土地の所有者が直接または間接的に関係する行為によって採掘権による利益が得られないこと、また合意、強制による地役権が使用できないことが確認された時点で、鉱業当局に対し公的な利益と必要性に基づく土地の強制収用を要請することができる。当局は本法律に示された条項と手続きに従ってこの問題を解決する。

第V節 採掘権所有者の義務

第I章 鉱物生産と借地料

第33条—採掘権は鉱物生産のための投資計画を本法律が定める期間内で実施することを義務づける。

生産は金属性鉱物の場合、年間で1ヘクタール当たり500アメリカドルに相当する国内通貨の金額を下回ることはできない。非金属性鉱物または宝石類の場合、同じく年間で1ヘクタール当たり150アメリカドルに相当する国内通貨の金額を下回ることはできない。

生産は採掘権が譲渡された年から数えて8年の期限内に開始されなければならない。ただし、非金属性鉱物と宝石類の場合にはこの規定は適用されず、代わりに採掘権の譲渡から4年以内に最低生産量を達成しなければならない。

生産は商業規定と税務規定が定める手続きを通じて与えられる販売決済をもって保証されなければならない。

この販売決済は本法律の第42条が定める「年間統合申告書」をもって鉱業当局へ提出されなければならない。

第34条—前条項が定める最低生産量の計算について、2つ以上の採掘権を持つ所有者は5 km²の面積の中に集合している採掘権のうち、最低量を達成し商品化された採掘権を生産全体を構成するものとして考慮することができる。そのために、採掘権の非譲渡者との契約によって鉱物を開発している採掘権の非譲渡者、つまり第三者を権利所有者と考える。

第35条—採掘権所有者は申請が提出された年から借地料の支払いが義務づけられる。

借地料は次の方法で納められる。

- 1) 金属性鉱物の採掘権の場合、最初の4年間は毎年1ヘクタール当たり0.25アメリカドルに相当する国内通貨の金額
- 2) 金属性鉱物の採掘権の場合、5、6年目は年間1ヘクタール当たり0.75アメリカドルに相当する国内通貨の金額
- 3) 金属性鉱物の採掘権の場合、7、8年目は年間1ヘクタール当たり1.50アメリカドルに相当する国内通貨の金額

- 4) 金属性鉱物の採掘権の場合、9年目は年間1ヘクタール当たり3アメリカドルに相当する国内通貨の金額
- 5) 非金属性鉱物または宝石類の採掘権の場合、最初の2年間は毎年1ヘクタール当たり0.25アメリカドルに相当する国内通貨の金額
- 6) 非金属性鉱物または宝石類の採掘権の場合、3年目以降は年間1ヘクタール当たり1.50アメリカドルに相当する国内通貨の金額

採掘権の申請が提出された年の借地料は、同申請の提出に際して払い込まれ、保証されなければならない。いずれにしても申請が却下された場合でも、振り込まれた金額は払い戻しされない。

2年目の借地料は、採掘権の申請が提出された翌年の1月1日から計算が開始され、翌々年の1月15日までに支払いを済ませなければならない。3年目以降も同じ規定が適用される。

本法律が施行される以前に譲渡された採掘権の許可取得者と権利所有者は、本条項が定める金額で借地料を支払う。この場合、本法律が施行される年を第1年目として計算を行う。

第36条—本法律の第33条が遵守されない場合、採掘権が譲渡された年から数えて9年目に採掘権所有者は借地料に加えて、金属性鉱物の場合には年間1ヘクタール当たり6アメリカドルに相当する国内通貨での金額の罰金を、同様に非金属性鉱物と宝石類の場合は3アメリカドルに相当する罰金を支払わねばならない。採掘権所有者が本法律の第33条の定める最低生産量に到達しない間、この罰金は毎年2倍に増大する。

第37条—借地料と罰金の支払いの報告は本法律の第42条が定める「年間統合申告書」をもって行われる。

第38条—採掘段階が開始されたのちに本法律の第33条が定めるパラメーターに従った生産を止める採掘権所有者は、借地料のほかに第36条が定める罰金を支払う。ただし、その原因が本法律の第23条13)の規定に準ずるものであれば、採掘権所有者は借地料のみ支払い続けるものとする。

第 II 章

精錬の権利譲渡

第 39 条—精錬権を申請した年から、その権利所有者は次に示す容量に応じた年間の「精錬料」を国内通貨に換算した金額で支払う義務を負う。

300 トン/日まで	US\$250.00
300 トン/日から 500 トン/日まで	US\$500.00
1,000 トン/日から 5,000 トン/日まで	US\$2,500.00
5,000 トン/日以上	US\$5,000.00

第 III 章

共通義務

第 40 条—すべての採掘権所有者は作業を効率的に展開させるためのシステム、方法、技術を利用して、また鉱業分野に適用される国際規準に従った安全、衛生、環境規準を遵守して作業を実施する義務を負う。

作業の展開によって第三者に損害が発生した場合、採掘権権所有者はその損害に対し補償を行う義務を負う。

第 41 条—すべての採掘権所有者は鉱業当局または当局が指定する団体が義務履行の確認のためにいつでも自由に立ち入り検査を行えるように便宜を図る義務を負う。このような検査では、当局と指定団体は公的権力の代理人としての性格を持つ。

第 42 条—すべての採掘権所有者は前年度の採掘活動に関する技術・会計・環境報告書を翌年の 3 月末までに鉱業当局に提出する義務を負う。この報告書は「年間統合申告書」のタイトルを持ち、その内容は鉱業当局の承認を受けなければならない。

「年間統合申告書」に記された情報は自動的に、または要請があった場合に鉱業当局から他の国家機関に提供される。同申告書の情報の提供は鉱業当局のみが行える。

第 43 条—採掘権の本来の作業または付帯的な作業、工事の実施中に権利所有者が許可を得ずに他の採掘権が存在する区域に侵入した場合、その権利所有者はこのような事実が判明した時点で即刻作業を停止させ、採掘した鉱物の金額を作業経費を差し引くことなく全額で所有者に返し、また何らかの損害を与えた場合には補償金を支払う義務を負う。

第VI節

採掘権と精錬権の手続き

第I章

優先順位

第44条—国は採掘権と精錬権の手続きが正確、簡潔、公共性、画一性、効率の原則に合致することを保証する。

第45条—2名以上の採掘権申請者が同じ区域を申請する場合、最初に申請書を提出した者が採掘権を得る。ただし本法律の第13条から16条の規定は別とする。

第46条—ある採掘権の申請が手続きの途中にあり、最終的な答えが出されていない場合、この申請がたとえ却下されるようなものであっても、他のいかなる申請者によるその区域に対する申請は認められない。ただし本法律の第13条から16条の規定は別とする。

第47条—ある採掘権の申請が手続きを受けるために提出された時点で、先に提出された申請と完全に重複することに気付いた場合、後の申請は却下され、その関係書類は以降の手続きを受けることなく保管される。

内容の重複が部分的なものであれば、鉱業当局は新たな申請者に対し、先の申請の区域を尊重して申請の内容を減らすように求める。

第II章

採掘権獲得における無資格

第48条—採掘権と精錬権を所有する能力を持つ者は、ホンデュラス国内で設立されたすべての法人と個人、または同国内で取り引きを行うための認可を受けた法人と個人であり、現行の国内法の規定に基づいて法的な能力を持つ権利と義務の主体である。

次のものは除外される。

- 1) 共和国大統領、大統領非指名者、国会議員、裁判官、国務長官と副国務長官、共和国検察長官と副検察長官、共和国会計官と副会計官、行政公正長官と副長官、公共省の税務官と長官。血縁関係の第4親等までと姻戚関係の第2親等までの親族も無資格である。
- 2) その地域で権限を行使する県知事、市長、評議員、軍の構成員。血縁関係の第4親等までと婚姻関係の第2親等までの親族も無資格である。

3) 鉱業部門に直接または間接的に関与する、意見を述べる、または裁定を行う公務員。その無資格期間は職務を終えてから2年後まで延長される。

4) 鉱業権の義務またはその関連義務において国に対し支払い不能な者。

選出されたり指名を受けた人物の地位に座り、その職務を遂行する限り、またはその人物を無資格にするような状況が続く限り、直接または間接的に採掘権を申請、獲得、所有できない者。

本法律の中で無資格とされている人物による採掘権の獲得は、本法律によって無効とされ、獲得した権利は本節の第 VII 章の規定に従わねばならない。

採掘権所有者と関係を持つ株主、共同経営者、部長、取締役、理事、労働者、下請け業者は、これらの採掘権所有者の権利が存在する区域を内包する外周線上のすべての地点から半径 10km 以内に自己のための採掘権を申請することはできない。ただし、採掘権所有者が許可する場合はこの限りではない。この点について損害をうけた権利所有者は第 54 条が定める公示が行われてから 30 日以内に該当する申請について異議申し立てを行う権利を持つ。指定された期間内にこの権利を行使しないのであれば、申請阻止は不可能となる。

第 III 章

採掘権の譲渡

第 49 条—「採掘権」譲渡の手続きは、本法律の第 XII 節が定める鉱業当局の裁量により国内の司法権を通じて設定される

そのために鉱業当局はユニバーサル横メルカトル座標 (UTM) に基づいて国土を 1 個 100 ヘクタールのグリッド (碁盤目) に分割したグリッド・システムを維持し、提出される申請をこれらのグリッドに組み込んでゆく。

第 50 条—申請者は鉱業当局に採掘権申請書を提出しなければならない。この時、申請書が提出された年の借地料を支払い、本法律とその規定が定める資料を申請書に添付し、必要事項をすべて満たさなければならない。

申請書が2名以上の人物によって提出される場合は、共通の代理人を指名しなければならない。

申請に際しては、すでに存在する採掘権を尊重しながら、ひとつのグリッドまたは少なくとも 1 辺が隣り合ったグリッドの集合体のユニバーサル横メルカトル座標 (UTM) を指定しなければならない。

第 51 条—同一のグリッドまたはグリッドの集合体に他の採掘権がすでに存在することが確認された場合、鉱業当局は新たな申請を却下し、空いているグリッドまたはグリッドの集合体に申請を縮小することを命じる。

第 52 条—同一のグリッドまたはグリッドの集合体の中に、すでに譲渡された、または先に申請が提出された採掘権が存在している場合、新たな申請はその申請の対象であるグリッドまたはグリッドの集合体がカバーする空白の部分のみを対象とすることになる。

第 53 条—ひとつまたは複数のグリッドに対し同時に申請が提出された場合、申請者の間で入札が行われる。鉱業当局は入札の日時を申請の提出日から数えて 10 日から 30 日以内に指定する。

指定された時間に当事者が集合し、鉱業当局は封書に入ったオファーを入札者から受け取る。採掘権は最も高額のおファーを提示した入札者に落札される。

入札の落札者は落札後の 3 日以内にオファーの金額を支払わなければならない。落札が放棄されたと考えられる場合のために、次点で高い金額のおファーを提示した入札者に採掘権が落札されるように準備がなされる。

入札者が現れない場合、入札は落札者なしとなり、採掘権申請可能の区域として公示が出される。

第 54 条—申請が認められた日から 15 日以内に鉱業当局は申請者の経費負担によって一度だけ、官報のほか、国内で広く読まれている新聞に申請内容の抜粋を掲載することを命じる。

第 55 条—前条項に定められた公示の日から数えて 15 日以内に異議申し立てが提出されなければ、申請は技術的、法律的観点から評価がなされる。異議申し立てが提出された場合、申請の評価は異議申し立てが却下され、消滅した時点で行われる。

技術・法律報告書が発行されると、鉱業当局は 10 日以内の期間で採掘権の資格を譲渡して裁定を下し、譲渡の必要条件が揃えば登記簿にこれを登記する、または申請を却下する。

採掘権の登録がなされた日から権利所有者はその権利を行使することができる。

第 56 条—採掘権の資格によって国は採掘権の非譲渡者に対し、しかるべく区画された土地で採掘権本来の活動のみを行う権利と本法律が認めるその他の権利と義務を認定する。

第 IV 章

精錬権

第 57 条－精錬権の申請者は次の技術情報を添付して鉱業当局に申請書を提出しなければならない。

- 1) プラントとその主要設備、補助設備の報告書。扱う鉱物の種類、1 日当たりの処理能力（トン数）、精錬方法、試薬、廃棄処分の最終産物の性質、鉱くずの蓄積形態、デカントした液の返送、鉱くずの沈殿物の容量、最も近い集落または農村部までの距離、産業用水と家庭用水の貯蔵・配給設備と工場のフローチャートを明示する。
- 2) 1/500 スケールの地形平面図。設備設置用に選んだ場所の外周、農業用地（耕作地または農業適用地）、水道網、配水網、電線網、建物の投影図、アクセス道路、採掘現場、鉱くずと残りかすの集積場、鉱くず用導管、その他、本来の風景を変えてしまうようなすべての建造物を明示する。補足要素として土地所有者の境界線も示す。
- 3) 土地の縦断面図と地形断面図。擁壁、せき止め用構造物、デカンテーション用の配管、迂回する用水路を明示する。また鉱物受け取り用ホッパーから最終産物の排出に至るまでのプラント設備の垂直配置も示す。
- 4) 擁壁の垂直断面図と残りかす捕獲構造物のデカンテーション用配管
- 5) 主要設備と補助設備の安全・衛生対策に関する報告書
- 6) 環境を害する可能性がある液体流入の処理、検査、サンプル抽出の図表
- 7) 水の使用許可

上記の必要条件は精錬活動を希望するすべての採掘権所有者に対しても要求される。同様に本法律の第 59 条の規定も遵守しなければならない。

第 58 条－申請が認められると、その日から 15 日以内に鉱業当局は申請者の負担によって 1 度だけ、官報のほか国内で広く読まれている新聞に申請内容の抜粋を公示することを命じる。

前項に定められた公示から 15 日以内に異議申し立てが提出されなければ、技術的、法律的観点から申請の評価がなされる。異議申し立てが提出された場合、申請の評価は異議申し立てが却下され、終了した時点で行われる。

技術・法律報告書が発行され手続きが終了した時点で、本法律が命ずる必要条件が満たされていれば、鉱業振興局（DEFOMIN）は天然資源・環境庁の長官と申請者が最高で 10 日の期間内に契約を締結するための決定を下す。

契約は締結されると、その承認を受けるために国会へ送られる。続いて官報に政令の形で公示され、「採掘権・精錬権公共登記簿」への登録が行われる。

精錬権が登録された日から権利所有者はその権利を行使することができる。

第 59 条—プラントの建設と設備の設置が完了すると、当事者は鉱業当局に通知を出す。これによって当局は安全と衛生、環境への影響に関しプロジェクトに従って工事が行われたことを確認するための検査の実施を命じる。

検査はこれが命じられた日から 30 日以内に実施されなければならない。

検査報告書の内容が満足できるものであれば、鉱業当局は登記簿にこれを登録する。

検査報告書の内容が満足できるものでなければ、鉱山当局はもう一度検査を実施して報告書に必要な訂正を行うため、申請者に対し工事に応じた適当な期間を与える。再度の検査結果がやはり思わしくなければ、権利の譲渡は却下される。しかし申請者は却下の通知から 5 日の期間内にしかるべき弁明を行い、当局が満足するように工事の欠点を改めるため、最高 180 日の特別期間をもう一度だけ要求する権利を持つ。この結果が思わしくなければ、権利譲渡は最終的に却下される。

第 V 章

採掘権と精錬権に対する異議申し立て

第 60 条—異議申し立ては採掘権または精錬権の申請の正当性に異議を唱える行政手続きであり、これらの権利譲渡によって法律上の権利が侵害されると考える個人と法人によって提出される。

異議申し立ては、権利譲渡契約の作成のために行われる申請の公示から 15 日以内に鉱山当局へ提出される。異議申し立ての文書には関係証拠をすべて添付しなければならない。

異議申し立てが提出されると、鉱山当局は当事者双方に通知を出して意見聴取のために両者に出頭を命じる。この意見聴取は双方に通知が出されてから遅くとも 10 日以内に開かれる。異議申立人が意見聴取に出席しないのであれば、異議申し立ては放棄されたものと見なされる。逆に権利譲渡の申請者が出席しなければ、意見聴取拒否においては手続きが続行されるという警告のもとで通知が出され、その日から 6 日以内に再度の意見聴取が開かれる。

意見聴取で当事者双方が合意に達すれば証書が作成され、鉱山当局は決定事項を言い渡す。合意に達しない、または意見聴取拒否の場合、鉱山当局は自動的にまたは要請に応じて必要と考えられる証拠提出を命じる。これは最高で 30 日の期間内に行われ、その後、鉱業権に関する決定が言い渡される。

第 61 条—本法律に示された特別な手続きを持たない争議は、行政訴訟手続き法に近い補足規範として前条項が定める手続きに従う。

第 VI 章

権利譲渡の消滅とその行き先

第 62 条—権利譲渡は取り消し、無効、放棄によって消滅する。

第 63 条—借地料、精錬料、場合によっては罰金を 2 年連続で支払わなければ、その結果として採掘権と精錬権は取り消される。

第 64 条—すでに獲得されている権利と重複する申請または権利譲渡については、自動的にまたは申し立てに基づいて取り消しがなされる。

第 65 条—本法律の第 48 条に従って、無資格の人格によって申請された権利譲渡は、その結果として無効となる。

第 66 条—鉱業当局の決定によって採掘権と精錬権の取り消し、無効、放棄が宣言され、登記簿にその登記がなされる。

第 67 条—譲渡された権利全体またはその一部の放棄は、同権利の所有者のみが鉱業当局に対して行うことができる。

第 68 条—取り消し、無効、放棄された申請または権利譲渡の対象となる区域は、採掘権申請可能として公示されない限り申請することができない。

第 69 条—毎年上半期に官報のほか、国内で広く読まれている新聞に 2 回連続で、前年度に取り消し、無効、放棄によって消滅した採掘権の区域がその頂点のユニバーサル横メルカトル座標 (UTM) とともに公示される。

これらの区域は前条項が定める公示が行われた年の 5 月 1 日から新たに申請することができる。

第 70 条—新たな権利譲渡によって、その権利所有者は何ら負担を負うことなく採掘権の区域内で前の権利所有者が設置した作業用資本を手に入れる。同様に新たな権利所有者は次の内容を享受する。

- 1) 前の権利所有者が使用した採掘権と隣り合った土地を使用する。
- 2) 前の権利所有者が経費を負担することなく買い上げた土地を続けて使用する。

- 3) 採掘権の経済的目的のために設定された地役権を設定時と同じ期間、条件で維持する。

第71条一前の権利所有者は、その権利が消滅した区域の申請可能の公示が出されてから6カ月の間にその区域に存在する権利の付随的部分を引き取ることができる。期間内に引き取りがなされなければ、鉱山当局による事前の決定により、新たな権利所有者がそれらを除去する、または使用するための許可を受ける。

第VII節

税制度

第I章

特別規定

第72条一採掘活動と冶金活動は次の税制度のみに従う。

- 1) 所得税。課税所得の確定は所得税法の規定と本法律の第73条が定める特別規定に従う。
- 2) 売上税。この税は輸出と輸出を目的とした商取引（輸出を目的とする精錬事業者への鉱物製品の引き渡しを含む）には適用されない。
- 3) 本法律の第105条に従って創設される自治体税と自治体が提供する行政公共サービスによる税金。

第73条一次の特別規定は採掘活動と冶金活動の所得税を確定するために適用される。

- 1) 固定資産の価値低下率は全体の率として年間20%である。
- 2) 試掘費は納税者の選択によって、この費用が発生する年度に控除される、または採掘活動の開始時に確定される埋蔵量の推定採掘期間に従って償却するために繰り延べられる。
- 3) 採掘権の購入価格は、個人については前項2)に記された2番目の選択肢に基づいて償却される。
- 4) 遂行・準備費はこれらの費用が発生する年度に全額が控除される、または次年度以降に毎年の償却を通じて控除される。
- 5) 累積損失は、これらが発生する最初の年とその後3年の間に得られる利益によって全額を補うことができる。

- 6) 資産にかかる税金は、操業開始前の企業と生産活動の開始から5年を越えていない企業には適用されない。

第74条—採掘作業を効率的・経済的に展開するために使用されるすべての設備、機械類、交換部品、必要資材（ただし採掘活動の中で非生産的な性格を持つ石油派生物と車両は除く）は、採掘権が有効である限り自由市場の権利を持ち、輸入税と関税の支払いを免除される。そのために本法律の規定は免除の手続きを提示する。

第VIII節

税務安定制度

第I章

投資計画と保証

第75条—1000万アメリカドルに相当する国内通貨の金額を超える投資によって採掘活動または冶金活動を開始する企業、同じく、すでに生産を開始しており、2000万アメリカドルに相当する国内通貨の金額を超える投資によって現在の採掘、冶金活動を拡大する企業は、国との契約によって、これらの投資が証明された年の翌年から10年の期間にわたって税務安定保証制度を享受することができる。

3000万アメリカドルに相当する国内通貨の金額を超える投資による採掘または精錬のプロジェクト、またはすでに生産を開始しており、先の金額で現在の採掘、冶金活動を拡大する企業については、税務安定の期間は15年として与えられる。

税務安定制度の効力は、本法律の第34条の規定に従って確定された採掘権または採掘権の集合体において企業が展開する活動または精錬権によって展開される活動のみをその対象とする。

第76条—前条項が定める税務安定制度は鉱業活動を行う権利所有者に対し次の内容を保証する。

- 1) 税務的安定性。これによって企業は投資計画が承認された時点で施行されている税制度のみに従い、それ以降に定められる税務は一切適用されない。同様に、税務の確定・支払い制度に変更がなされる場合、これらの変更が税額の増大を含むものであれば適用されない。
- 2) 鉱物製品の国内・国外での自由な商品化。

第77条—第75条の定める範囲内に含まれる鉱業活動を展開する権利所有者は、前条項に定められた特権を享受するために、実施期間を明示した投資計画を鉱業当局に提出する。この投資計画は宣誓の性格を持つものである。

この投資計画は 45 日以内に承認を得なければならない。この日数が経過して当局から結果判定の通知がなければ、その最終日に計画は自動的に承認されたものと判断される。

計画の実施は外部の会計監査官の宣誓証言によって証明される。

第 78 条—本節で定められる特権は自由に選択できるものである。その資格を得た者は鉱業当局の登記簿に登録され、特権を保証する証明書が渡される。この証明書の見本は鉱業当局によって作成される。

これらの証明書には本節が定めるすべての保証が記されなければならない。

第 IX 節

環境規制

第 I 章

環境影響調査書

第 79 条—採掘または精錬活動の開始を計画する権利所有者は、採掘または精錬の活動段階の展開を時間とともに明示した活動進行表を鉱業当局に提出しなければならない。権利所有者は実現可能段階の終了から 18 カ月の期間を与えられ、その間に「環境影響調査書」(EIA)を鉱業当局に提出する。この調査書は環境専門家によって作成され、鉱業当局の承認を受けたものであり、採掘、精錬の活動による生態系への悪影響の防止、軽減の措置が明瞭かつ首尾一貫した形で記されている。

権利所有者は環境規定と承認された環境影響調査書の内容に全面的に従わねばならない。環境影響調査書には少なくとも次の内容が記されなければならない。

- 1) 実施概要：環境影響調査書 (EIA) の内容を要約したもの
- 2) 背景：実施される活動の法的側面の要約説明
- 3) 序論：プロジェクトとその見積もり経費の説明が記される
- 4) プロジェクトが実施される区域の説明
- 5) 実施される活動の説明
- 6) 人の健康、動植物、生態系、水資源、交通路のほか、プロジェクトの対象となる区域周辺の他の側面に関し、採掘・精錬活動が与えると予測される影響

7) 影響の検査

8) 環境の評価と検査

第 80 条—採掘作業を行っている採掘権所有者は、鉱業当局が環境評価検査局との協力によって定めた防止・軽減措置を遵守する義務を負う。

第 81 条—採掘作業を行っている採掘権所有者は、鉱業当局が「鉱山環境政策マニュアル」を發布するまで、1996年11月22日の「実施合意」No.015-96 に関する1995年7月1日の「実施合意」No.070-95に定められた防止・軽減措置を遵守する義務を負う。

第 82 条—前条項に違反した場合、鉱業当局は採掘権所有者に対し、課された環境規定を守ること、採掘工程で不適当な方法、慣行を控えることを書面にて要請し、必要な変更を行うのに適当な時間を与える。これが守られないのであれば、鉱業当局は事前に調査を行って、該当する制裁措置を決定することができる。

第 83 条—鉱業当局は鉱山での作業工程のために、環境に悪影響を及ぼすと考えられる要因と環境汚染の防止規定を定める。また当局は鉱業活動における環境基準と環境影響調査書の最低限の内容を決定する。これらの要素に基づいて「国内環境政策」の一部としての「鉱山環境政策マニュアル」が作成される。

第 84 条—環境規定の違反による鉱業権所有者に対するいかなる告訴も、その手続きにおいて鉱業当局による事前の環境規定の評価を必要とする。

第 X 節

労働福祉と安全

第 I 章

労働災害防止、衛生、安全の措置

第 85 条—企業は、連続する数日間の休日をはさんで数日間連続する就労日の集積を意味する労働日数を労働者と合意することができる。

同様に、従来の鉱山の概念と異なる住居、教育、保健衛生、社会福祉関連の運営・契約システムを設定することができる。

第 86 条—鉱山業務に従事する法人と個人は、専門家が調整した労働災害の防止と労働衛生・安全の条件を提供する義務を負う。

第 87 条－労働者は関係当局が定める労働災害防止の措置と規定、雇用主が定める安全関連の規定を厳格に遵守する義務を負う。

第 88 条－毎年、雇用主は翌年度のための「労働災害防止・安全・衛生年間計画」を鉱業振興執行部（DEFOMIN）に提出しなければならない。また雇用主は、本法律の条項が定める年間統合申告書とともに、前年度の鉱業関連の活動報告書を提出する。

第 89 条－各作業場では労働者を代表する労働災害防止・安全・衛生委員会が組織される。

第 90 条－労働者は鉱業関係の様々な分野の仕事を対象とした教育・訓練プログラムを受講する義務を負う。

第 91 条－鉱業活動に従事している企業が労働災害防止・安全・衛生面の義務を守らない場合は、この企業は過失の補償と損害の修繕はもちろんのこと、本法律の規定に基づき、過失の度合に応じて訓告、罰金、業務停止による制裁を受けることになる。

第 XI 節

鉱業当局

第 I 章

鉱業当局の創設

第 92 条－「DEFOMIN」の略号で表される鉱業振興局が設立される。DEFOMIN は天然資源・環境庁の分権機関であり、技術、経営、予算、管理の面で同局から完全に独立している。

鉱業振興局（DEFOMIN）は、本法律に示されるすべての事柄を行政手段を通じて認識し、徹底的に検討するための国内管轄権を持つ鉱業部門の当局である。

したがって、現在国内で他の当局が行使している機能を含むすべての鉱業関係の機能は、鉱業振興局（DEFOMIN）に固有の権限である。ただし国の鉱業政策の承認は別であり、天然資源・環境庁を通じて執行される共和国大統領の責務となる。

第 93 条－鉱業振興局（DEFOMIN）の権限には次のものがある。

- 1) 国内の鉱業政策を指揮、調整、監督、実施する。
- 2) 本法律に基づいて採掘権、精錬権、その他の鉱業関係の権利と義務を譲渡、変更、消滅させる。

- 3) 1968年10月26日の勅令143号の制度のもとに譲渡された採掘権、試掘一般許可、採石場の採掘特別許可によってカバーされる区域をグリッド・システムの中に整理統合する。
- 4) 労働・社会保障庁の所轄機関との調整の中で、鉱業活動に従事する企業が安全と衛生に関する法規を遵守するように監督する。
- 5) 天然資源・環境庁との調整の中で、鉱業活動に従事する企業が環境の保護、回復、管理に関する法規を遵守するように監督する。
- 6) 出版物、公開図書館、磁気ファイルを利用した計画を通じて国内の鉱物資源に関する情報を整理統合・体系化し、普及させ、現代的な常設のデータバンクを運営する。
- 7) 鉱山環境政策マニュアルを作成し、実行する。
- 8) 法律規定が付与するその他の権限を行使する。

第II章

鉱業振興局の組織的構造

第94条— 鉱業振興局（DEFOMIN）の基本組織構造は次のようになっている。

- 1) 執行部。振興局に含まれ、副部長の補佐を受ける。
- 2) 鉱業権公共登記所
- 3) 本法律の規定により定められる部局、その他の出先機関

第95条— 鉱業振興局（DEFOMIN）の執行部は執行部長をその責任者とする。執行部長の指名、解任は行政権が天然資源・環境庁を通じて自由に行う。またその職務に就くには取締役の経験と能力を持ち、大学卒業資格を持つ専門家という条件が求められる。

第96条— 執行部長は次の権限を持つ。

- 1) 鉱業振興局（DEFOMIN）の法律上の代表権を行使する。
- 2) 本法律が執行部に付与する権限を指揮、行使し、技術、管理、財務面の業務を管理する。
- 3) 部下を指名、解任する。
- 4) ホンデュラス鉱業計画を作成、承認、実施する。

- 5) 様々な執行部業務マニュアルを承認、実施する。
- 6) 予算の作成、実施、検査に関する管理責任を負う。
- 7) 天然資源・環境庁を通じて鉱業関係の政令、実施協定、その他の管理規範の公布を提議する。
- 8) 天然資源・環境庁を通じて鉱山環境政策マニュアルを共和国大統領に提出し承認を得る。
- 9) 職務の名称、分類、報酬体系と懲戒規定、職員の雇用を調整する規定を作成する。
- 10) 法規が定めるその他の事項

第 III 章

副部長の職務

第 97 条—副部長は執行部長の法的代理人であり、執行部長から委任されて、または同部長の不在時や不慮の出来事が発生した場合にその職務を代行する。執行部長と同じ方法で指名、解任され、またその職務に就くにも同じ条件が求められる。

第 IV 章

鉱業権の登記所

第 98 条—登記所は鉱業振興局に付随して機能し、資格とこれに必要な資料の登録を行う唯一の権限を持つ。その目的は決議案に明記された権利、法的措置、契約、資格、そして鉱業権とその義務を創設、変更、消滅させるための資料を公的に記録することである。

法規に基づいて鉱業権公共登記所にて登録しなければならない決議案、公的資格、公的資料は、登録された日から第三者に対して効力を発する。

第 99 条—同一の鉱業権または義務が複数登録された場合、最初に登録されたものが優先される。登録日が同じであれば、登記所に提出された時間によって優先順位が決定される。ただし不分割の権利と義務、また関連の公的資料にそのように記載されているものに関しては、すべての登録が同じ効力を持ち、優先権は存在しない。

第 100 条—登録の公開性を保証するために、登記所は誰でも登録ファイルに記された情報にアクセスし、登録の証明コピーを得ることができるような手段を講じる。

第 101 条—登記所は登記官を責任者とする。登記官は法律の専門家であり、鉱業分野の法律と登記関連の法律に関する知識と経験を有していなければならない。

第 V 章

振興局の会計・運営体制

第 102 条—鉱業振興局（DEFOMIN）の財源は次の内容で構成される。

- 1) 共和国の会計年度の歳入歳出一般会計で割り当てられた金額。そのために天然資源・環境庁はその予算の中に振興局が作成した予算を組み込む。
- 2) 本法律の適用による税金と罰金
- 3) 遺贈、その他本法律に基づいて国内外の個人と法人が振興局に対して行う寄付
- 4) 振興局が個人に提供したサービスによって報酬として発生したもの

本法律の第 35 条から第 38 条に記された借地料、精錬料、罰金の支払いによる財源

- 5) 振興局に割り当てられるその他の財源

第 103 条—次の者は鉱業振興局の職員にはなれない。

- 1) 国に対し未決済の勘定を持つ者
- 2) 鉱業分野の直接的な請負業者である者
- 3) 報酬を受ける公的職務を果たす者
- 4) 鉱業に従事する個人や法人にサービスを提供する企業の共同経営者

第 104 条—振興局の職員で、同局が扱う事柄に関する情報を不当に暴露する者、あるいは個人的な目的や国家機関、第三者に損害を与える目的で先の情報を利用する者は民事責任と刑事責任を負うことになる。

第 XII 節

最終規定

第 I 章

自治体税

第 105 条— 鉱業活動に適用され、地下資源の採掘税に代わる自治体税を創設する。この税は売上げまたは輸出の月間総額の 1% に相当する金額で課される。

自治体税の対象者は鉱物製品の国内販売または輸出に従事する者である。

自治体税は、前月の 30 日に行われる決済を通じて自治体の会計課へ翌月の 5 日までに支払わなければならない。この税は国内での販売または輸出が行われると発生し、所得税の確定時に経費として控除される。

徴収された税は、国内販売または輸出を目的とした鉱物資源の採掘が行われた土地を含む自治体の所得となる。採掘が 2 つ以上の自治体にまたがって行われた場合、自治体税は両自治体の間で等配分される。

本法律の規定は自治体税適用のために補足措置を定める。自治体はあらゆる日時の販売、輸出を検査し、税の金額を決定するために必要な書類の提出を納税者に要求する。

財務当局は自治体税徴収のために必要とされるあらゆる協力を自治体に提供する義務を負う。

第 106 条— 本法律が施行される以前に鉱業権を得た者または契約した者は、本法律のもとでその資格を継続して持ち続ける。

手続きの途中にある申請は本法律の規定に基づいて調整がなされる。

第 107 条— 鉱業振興局 (DEFOMIN) は、行政上の審査と該当の許可、契約に基づいて採石場特別採掘許可の所有者と一般試掘許可の所有者が提出した作業計画、投資計画、生産申告の実行を確認するために監査官を任命する。この意味において、監査官が提出した報告書に不履行が確認された場合、鉱業振興局 (DEFOMIN) は該当する民事責任または刑事責任はもちろん、それ以上の手続きを取ることなく許可の取り消しを命じる。

義務の履行を確認するために、監査官は許可を得た者に対し関係書類の提出を求めることができる。投資計画や輸出申告の場合には、商法の手続きに従わねばならない帳簿が、また生産報告書を調べる場合には販売証明書が提出を求められる。作業計画つまり許可の対象である区域で行われた労働を調べる場合は、現場での監査を行うことができ、権利所有者の権限の範囲内にある情報が採用される。

第 108 条—本法律の施行以前に譲渡され、本法律の第 107 条の後も有効であるすべての採石場特別採掘許可、一般試掘許可、採掘権は次の方法で本法律に適合させなければならない。

- 1) 採石場特別採掘許可は遅くとも 1999 年 12 月 31 日までに本法律の第 33 条が定める最低生産量を達成しなければならない。もし達成できなければ、鉱業当局は自動的にその許可の取り消しを行う。なおこの場合、何ら補償金を請求することはできない。このようにして消滅する権利区域は、本法律の第 10 条が定めるグリッド・システムが効力を発するのための背景や資格にはならない。
- 2) 採掘権は遅くとも 2001 年 12 月 31 日までに本法律の第 33 条が定める最低生産量を達成しなければならない。もし達成できない場合は、本法律第 36 条が定める罰金の適用が開始される。
- 3) すべての試掘許可は本法律の第 33 条が定める規則に適合しなければならない。そのために本来の試掘許可が譲渡された日から、第 33 条が定める 8 年の期間を計算しなければならない。8 年目が過ぎて最低生産量が達成されていない場合は、本法律の第 36 条が定める罰金の適用が開始される。

第 109 条—本法律が想定していないケースは行政法の適用によって、またこれらの法律が適用できない場合は適用可能な公共法の規定によって鉱業当局が決定を下す。

第 XIII 節

暫定的規定

第 110 条—鉱業振興局は許可取得者と権利取得者に対し、ユニバーサル横メルカトル座標 (UTM) の頂点とその鉱業権の存在する区域の位置を示す地図を提供し、一度だけ官報の紙上でこれらの権利とその各々について頂点で表される座標に関する報告が公示される。

鉱業権の存在を表す頂点の座標が公示された日から 60 日以内に、その許可取得者と権利取得者自身、またはこれらの座標に隣り合った共通の法的利害を持つ鉱業権の許可・権利取得者は、同業団体に所属する民間の技術者または法的に認められた同様の専門家が作成した鑑定報告書を自らの経費負担によって提出し、これらの座標に対して異議申し立てを行うことができる。この異議申し立ては、その座標が問題となった権利の所有者に知らされ、これによって同所有者はその報告書に妥協するか論争を展開することができる。異議申し立てを受けた権利所有者が論争を選んだ場合、同所有者は異議申立人と同じように民間の技術者または法的に認められた同様の専門家による鑑定書を提出しなければならない。続いて鉱業当局が第三の専門家を指名し、試験的に異議申し立ての場を設ける。この専門家にかかる費用は当事者双方の間で等分に分けられる。こ

の専門家は実施された鑑定から許可または権利の根拠について得た情報を確認するために現場で調査を行う。

前項の調査によって鉱業当局は裁決を下し、権利を区分を表す頂点の最終的な座標を確定する。この決定に対し何ら不服申し立ての余地はない。

許可または権利譲渡の頂点の座標が公示された日から 60 日以内に異議申し立てが出されなければ、これらの座標は確定し、以後異議申し立ては不可能となる。

許可また権利譲渡に対し異議申し立てがなされ、その権利所有者がこれに妥協すれば、新しい座標が確定され、公示される。公示から 30 日以内に新たな異議申し立てが提出されなければ、これらの座標は確定したものと判断される。

その座標が鉱業当局（鉱業振興局）によって公示されていない現行の採掘権または一般の試掘許可の所有者は、座標の公示予定の日から 90 日以内に鉱業当局へ出向かなければならない。この時、同所有者は鉱業当局での権利登録に関する情報を提供し、民間の技術者または法的に認められた同様の専門家が作成した、その鉱業権のユニバーサル横メルカトル座標（UTM）、つまりグリッドの頂点の計算を含む鑑定報告書を提出する。この鑑定報告書に基づいて鉱業当局は鉱業権の座標を公示する。あとは前項目に提示した規則に従って、第三者から座標に対し異議申し立てが提出される場合、または何らの異議申し立ても提出されない場合に対処する。

第 111 条—新たな採掘権、精錬権の申請許可は中断される。ただし、1968 年の鉱業法の第 31 条の規定に基づいて、その日付までに与えられた試掘許可がもとになっている採掘権の手続きは別であるとする。

本条項に記された規定は本法律の施行から 8 カ月間有効であるとする。したがって、これらの規定は一時的なものとなる。

第 112 条—異例のこととして、鉱業振興局は本法律の施行から 1 年以内の期間に国際入札を開催し、グリッド・システムに基づく鉱業権が空いている区域の入札を行うための権限を与えられている。

この入札には、それまでの 5 年間の年間売上げが 4000 万アメリカドルを超える鉱業企業とその子会社のみが招かれる。区域の落札は公共入札を通じて、権利が空いているグリッドごとに封書によるオファーが同時に提出される方法で行われる。

子会社とは、入札の参加資格を有する企業が入札に先立つ 6 カ月間にわたってその資本金の少なくとも 60%以上を保有している法人と解釈される。

第 113 条—国際入札が開催されるまで、本法律の第 111 条に記された鉱業権の許可は中断されたままとなる。

入札が開催され、各グリッドが運に恵まれた入札者によって落札されると、本法律の第 69 条が定める制度の適用が開始される。

第 114 条— 鉱山環境政策マニュアルと本法律に該当する規定は、本法律の施行から 30 日以内に鉱業振興局（DEFOMIN）によって作成される。

第 115 条— 鉱山・炭化水素局の財産、財源、予算、資産は、本法律の施行から鉱業振興局（DEFOMIN）の資産に組み込まれる。

第 116 条— 鉱山・炭化水素局の職員は定められた条件さえ満たせば、法律に基づいて得た権利をそのまま保持して鉱業振興局（DEFOMIN）へ職員として編入することができる。

第 117 条— 鉱物資源の踏査から製品の商品化までを規制する鉱業振興局（DEFOMIN）が設立される一方で、鉱山・炭化水素局の管轄下にあった炭化水素関係のものは、すべて本法律によって天然資源・環境庁の下部機関である電力局に移譲される。

天然資源・環境庁は鉱山・炭化水素局の財産、財源、予算を鉱業振興局（DEFOMIN）に移譲する権限も有している。

第 118 条— 1997 年 6 月 2 日の執行令 PCM008-97 号の第 84 条の f)、第 86 条の第 2 パラグラフ（鉱山・炭化水素局に関する記述）、第 87 条の 2) は廃止される。

第 119 条— 鉱業法とその改正案を含む 1968 年 10 月 26 日の政令 143-A と本法律に矛盾するすべての規定は廃止される。

第 120 条— 本法律は官報に公示された時点から施行される。

1998 年 11 月 30 日、テグシガルバ市中央区役所の国会会議室にて

ラファエル・ピネダ・ポンセ

議長

ホセ・アルフォンソ・エルナンデス・コルドバ

書記官

ホセ・アンヘル・サアベドラ・ボサダス

書記官

行政権に対し

したがって、実施される。

テグシガルバ、M.D.C.、1998年12月24日

カルロス・ロベルト・フローレス・ファクセ
共和国立憲大統領

天然資源・環境庁

エビン・エルネスト・サントス・ロサノ